

平成 28 年第 2 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

平成 28 年 6 月 21 日 午前 10 時 18 分開議

1. 出席議員 12 名

1 番	篠原佳治君	2 番	高橋利彰君
3 番	高橋稔君	4 番	野澤良治君
5 番	小更雅之君	6 番	諸岡周示君
7 番	雑賀茂君	8 番	服部隆君
9 番	星野初英君	10 番	福智正之君
11 番	大野佳美君	12 番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	岩橋弘君
企画財務課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	長峰博美君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長	小島孝裕
---------	------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年6月21日（火曜日）

午前10時18分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 河内町ペット火葬場等の新設等に関する条例の制定について

日程3. 議案第2号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程4. 議案第4号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

日程5. 議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

日程6. 議案第6号 平成27年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程7. 議案第7号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第1号）について

日程8. 議案第8号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程9. 議案第11号 町有財産（旧学校給食センター）の無償貸付について

日程10. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程11. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程4. 議案第4号

日程5. 議案第5号

日程6. 議案第6号

日程7. 議案第7号

日程8. 議案第8号

日程9. 議案第11号

日程10. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程11. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時18分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで岡野和子氏外11名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいるようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、環境問題について、防災問題については、篠原佳治君からの質問です。

2、町地域防災計画について、かわち直販センターの指定管理者制度については、諸岡周示君からの質問です。

3、生活環境の整備促進について、町の防災体制については、高橋 稔君からの質問です。

4、航空機騒音問題については、高橋利彰君からの質問です。

5、町各種団体の会計については、服部 隆君からの質問です。

6、子育て支援について、オリジナル記念証等の発行については、星野初英君からの質問です。

初めに、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） おはようございます。1番篠原佳治でございます。傍聴の皆様方には、早朝より天候も悪い中、ご苦労さまです。ありがとうございます。

例年ですと7月20日ごろには梅雨明けとなりますが、ことしは幾分早まっているように感じます。5月15日に行われた第1回里親草刈りボランティアは、予想以上に関心が高く、大勢の方々の協力を得て、草刈り、清掃が行われましたことは、まことに喜ばしいことです。本当にご苦労さまでした。

一生懸命物事に取り組んでいる人の姿は、たとえ、その姿が汚れていても、へとへとに疲れ切った姿であっても美しいものです。河内町は、こうした美しい人によってこれからも支えられていくことを願っております。

前回、3月の一般質問で、新利根川の件についてお願いいたしましたが、この季節になりますと、ミズヒマワリやナガエツルノゲイトウと言うのだそうですが、それら外来種の植物が川面を遮るほどに我が物顔で居すわっております。川の流れをよどませ、ごみをため込み、泥を堆積して、雨が降ると川幅がますます広がります。日本の主な気象災害の大雨による災害は、約半数が6月から7月に集中しているとのことです。

昨日は九州地方で記録的な大雨になり、熊本周辺で被害が出ているようです。重ね重ねお気の毒に思います。本当にお見舞い申し上げたいと思います。この梅雨前線、きょうあ

たりから関東地方に向いてくるようですから、皆さんも十分気をつけてほしいと思います。

前回も申しましたが、河内町は利根川と新利根川に挟まれており、災害の場合、水没する危険性は少なくありません。利根川は国との連携を密にし、また、新利根川は県への協力を依頼しながら、町としても緊急かつ独自に進めていかなければならないと思います。

7月24日には生板地区で防災訓練が行われます。皆さんもぜひ参加していただきたいと思いますが、さきに発表された予想によりますと、茨城県南部で30年以内に大規模地震の発生確率は80%以上となっております。災害に対する危機感は、町民全員が常に持ち続けていく必要があります。

以前からこの町に住んでいる人も、子育てのためにこの町に移り住んできた人も、ついこの住みかとしてこの町に移ってきた人も、全ての人々の命と暮らしを守るために、知恵を寄せ合わせなければなりません。

先日、G7サミットで来日されたアメリカのオバマ大統領は、こう言っております。「いかに困難なことであろうとも、一つ一つ積み重ねることによって、今を生きる私たちが実現させていかなければならない。」と、この言葉はどんなことにも当てはまることであると思います。

以上のことから、今回、2点にわたり質問させていただきます。まず1点目、環境問題、2点目、防災問題です。何項目かありお伺いいたしますが、詳細は自席にて質問しますので、町長、担当課長、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 初めに、環境問題についての質問です。

河内町で環境保全に関する条例等について、全てを理解してはおりませんが、それに関連する問題について前回質問いたしました。家に帰ってほっとするような住みよい環境をつくらなければならないと考えております。そこで今回、河内町に合った環境基本条例の制定を提案いたします。

この条例は、町村単位ではそれほど多く制定されてはいないかもしれませんが、今後、多目的な開発を希望する町村にあっては、必ず必要になる条例であると考えております。そういうことで、担当課長、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えします。

環境基本条例は、環境保全について、総合的な施策がある場合、策定するものであると認識しております。現在、河内町では、水質浄化であれば、下水道整備に関する計画や合併処理浄化槽設置に関する計画があり、浄化に努めております。

また、公害問題であれば、公害防止に関する条例により、事業者、住民、行政の責務が定められております。

他の環境基本条例を見ますと、国の環境基本法と類似した内容で制定されている市町村

が大半です。河内町も国の環境基本法に従い環境保全に努めていますが、ご質問のとおり、今後、多目的な開発等があれば、既存の条例等を見直し、環境基本条例が必要とあれば、策定を検討してまいります。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ぜひそうしてほしいと思いますけれども、ちょっと気になる場所が何点かあるものですから、町長が推進している企業誘致などを考えたときに、このままの条例だけでいかなものかと、そういうふうに思った部分もありますし、生活領域というところまで及ぶものがあるわけで、実際に産業廃棄物的なものが山と積まれたところもあるわけです。何箇所か、そういうところを皆さんご存じだと思いますけれども、この件については以前にも問題提起されて、そのままになっているんじゃないかと思います。

それと河川の問題から、空き地、空き家、下水に至るまで、環境問題は相当範囲が広いと思います。とにかく新しいことを始める、そしてつくことは相当大変で面倒かもしれませんが、近隣市町と足並みをそろえとか、ほかの問題を、ほかの市そのものを参考にするというのではなくて、河内町独自の、河内町に合った条例をつくってほしいと思ったところで提案したわけですが、もう 1 回、お願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 町独自の条例ですが、確かに産廃の山等がございます。それに関しては、いわゆる所有者、管理者の責任において処分していただくのが基本でございます。もし町独自の条例を制定し、その条例によって町が片づけるということになると、やはり予算と、町が片づけた後の請求がきちんとお支払いされるのかどうかというのも疑問になってきます。

それと、企業誘致等ですが、企業誘致などをするとすれば、先ほど篠原議員がおっしゃった環境基本条例、こちらはもともと公害防止条例というものが環境基本条例という名前に変わりました。公害防止条例とは、企業誘致をした際工場から排出される水とか煙等を制限するのが公害防止条例でございます。ですから、企業誘致等があつて大規模な開発等があれば、環境基本条例等をつくっていきたいとは思っているんですが、先ほど申しました多目的な開発等があれば制定検討というところは、その辺を含んで発言したものでございます。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ぜひ山と積まれる以前に、そういった条例で縛るということも一つ考えられると思いますので、今後、検討課題として、できれば建設的な考えを持って進めていってほしいと思います。

もう 1 点、関連して提案します。町のシンボルとして挙げている水と緑のふれあい公園、この池といいますか、沼ですか、何年か前とは雰囲気が大分変わったように思います。一つに水の色、また、藻の違い、住みついている生物、なぜか悪い方向に変わったような気

がしております。小中一貫校も間もなく完成します。井戸を掘る計画もあるようですので、この際、調査を含めて水をくみ出し、水の入れかえ作業をしてはどうでしょうか。

この点は町長のほうがいいと思いますので、町長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 篠原議員のご質問ですけれども、ちょうど今おっしゃったように、町のほうでも29年の4月に小中一貫校の開校を目指しております。そういう中で、あそこにある公園も一緒にある程度整備しなきゃいけないと、実は考えておりました。

そういう中で今年度に井戸を掘る予算を上げさせてもらっているんですけれども、なぜ井戸を掘るかということになりますと、もともとあの不動免沼は湧き水だったんですけれども、それが湧いているような様子が見えないので、井戸を掘って、その中に水を供給できればなという発想だったんですけれども、議員がおっしゃるように、一度くみ出して、本当に湧いているかどうかの調査とか、中に外来種の魚がいて藻が生えないとか、実は葦とか水生植物とか全部入れても、入れてもなくなってしまうという現状からすると、一度中を点検する必要があるのかなと考えておりますので、そういう方向で一旦水をくみ出して調査をするということも必要ではないかと思っておりますので、そういう方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） ぜひそうしてほしいと思います。できれば、あそこで船遊びができるような公園になれば、それもいいかなと思いますので、それを調査する、くみ出す段階には、私どもも何らかの形でお手伝いしたいと思っておりますので、そのときには相談してください。

次に、防災問題です。

何項目かに分けてありますけれども、関連しておりますので、絞って質問します。

地域防災計画については、河内町として立派な計画書がありますけれども、私には河内町として地域防災計画は策定してあるだけとしか見えてきません。こう言っては失礼ですが、これまで職員を初め、住民全体、危機感の希薄さを感じております。国では何回となく、茨城県にあっては県南西部直下型地震を想定しておりますし、来年度には地域防災計画の見直しをすると言っております。

そう言っているうちに、先日、茨城県南部で震度5弱の地震が起きておりますし、その後、つい最近ですけれども、北海道でも起きております。熊本地震が続いている中で、誰しも危機感を持ったことと思います。災害は最悪のことを想定して事をなさなければいけないと思います。その危機感というものを持ち続けさせるために、そして、防災についてどう住民に周知していくのか、また、これからどんな計画で進めようとしているのか、担当課長、説明しにくいかもしれませんが、ここの分、お聞かせください。

それともう1点、続いて自主防災組織についてです。

自主防災組織の件については、これまで何度か議論されてきたことでもあり、今回に至っては同議員からも質問がありますので、私からは1点だけを質問させていただきます。

この組織の結成には地域ごとの皆さん、本来であれば方向性はちょっと違うかもしれませんが、高齢の方にまで加わっていただいて、訓練などを含め、行事の際には多くの方が元気で参加できるような組織がいいのかなと、そういうふうにも思っております。そういう小さなことから、人同士がつながりを持って助け合いながら健康を見出し、お互いに健康寿命を高めるといったことも一つに考えてもいいのではないのでしょうか。健康寿命の件については次回にしますけれども、そこで質問です。質問というか提案ですが、現在、この組織の結成に当たって、自主防災組織設置要綱は設けてあるのでしょうか。設けていないのであれば、問題提起以前に付する必要があると考えておりますけれども、担当課長、答弁、よろしくお願いします。

以上2点です。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、篠原議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域防災計画についてであります。

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、町防災会議が策定する計画でございます。町内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであります。

町及び防災関係機関等がその有する全機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものでございます。

この防災対策に関し、町民にどう周知していくのか、どうしたら常に危機感を持ってもらえるのかが重要な課題であると言えます。

町では、大規模地震災害発生に備えて、町民と防災関係機関などが一体となり、的確に行動がとれるよう昨年から総合防災訓練を実施しております。ことしは、来月7月24日に生板小学校を会場に実施する予定でございます。第3回目となります。1人でも多くの町民が防災対策の意識の高揚を図るための機会となるよう、各関係機関、団体への働きかけを行い、また、引き続き継続して実施していくことで、危機管理意識が薄れないように取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の自主防災組織の件につきまして、必要性ということでございますが、当町におきましては自主防災組織の設置要綱は定めておりません。地域防災計画の中では、平成6年度から16年度にかけて30団体が結成されたことにはなっておりますが、年数的に見ましても相当期間が過ぎておりますし、その後の活動内容を把握していないのが実情でございます。町民の危機管理意識及び防災意識の高揚を図る上でも、自主防災組織は有効であると思われますので、先進的な市町村の取り組みを参考に、要綱の整備につきましても検討してまいりたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） 何かいかにも事務的な答弁で、もうちょっと画期的な答弁をいただけるのかなと思ったんですが、これは地域防災計画の問題ですけれども、まだ河内町は発展途上にあるのかなとも思いますけれども、周知するに当たっても、広報紙だけでなく、もっとほかに、特段何々とは言いませんけれども、本当にあらゆる広報媒体を使って、何かにつけてその問題に入るといことがないとなかなか周知できません、という感じはします。

ですから、課長、4 月からかわったところで突飛な質問をして大変恐縮なんですけれども、本当に周知の方法としてはそういったことも考えて、また防災訓練についても、あらゆる人を活用して、それで検討、研究して進めていかないと、このまま多くの人には広がらないと思います。

前にも質問しましたがけれども、防災訓練に本当にばらばらな人数しか入ってこない。それはなかなか関心がないということですから、そういった危機感がない、そういうものを植えつけるためにということなので、そこのところをもう一度、本当に十分研究して欲しいと思っております。河内町には、幸いにもいろいろな役職につかれた人がおりますから、そういった人も交えて研究して欲しいと思います。

次に、最後、ハザードマップの見直しについてですが、既に計画しているかもしれませんが、現在、町民に配布されているハザードマップは5 年、10 年経過しているものであり、東日本大震災以降、避難所と避難場所は明確に区分されておりますし、その指定されている場所も、学校移設の関係、そして日中と夜間では全く条件が違ふこと、また、洪水時のことを考え、高台のある近隣市との協議の上で、避難場所などを書き加えることも必要と思っております。

そういうことを踏まえた上で見直す必要があると思っておりますが、担当課長、よろしく願いします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、ハザードマップにつきましてお答えいたします。

現在のハザードマップは、2010 年3 月に作成され、全世帯に配布されております。

このマップは、平成17 年に国土交通省関東地方整備局管轄の各河川事務所によって作成された浸水想定区域図を掲載しております。浸水想定区域図とは、水防法の規定により規定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深等を示したものでございます。

各河川の河道の整備状況、ダムや水門、遊水地等の洪水調節施設の状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる100 年から200 年に1 回程度起こる大雨が降ったことによって河川が氾濫した場合を想定し、シミュレーションにより求めたものでございます。

ここ最近の異常気象による集中豪雨により、各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生してお

ります。そして、去年は常総市で鬼怒川の決壊により甚大な被害が出てしまいました。

このような状況を踏まえ、国土交通省では先月になりますが、5月25日に利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会、また5月30日には霞ヶ浦大規模氾濫に関する減災対策協議会を立ち上げております。

この会議の中で、構成市町村からいろいろな意見が出されましたが、河内町におきましては、高台がないため、近隣市町村との連携、協力体制における広域避難計画について強く要望をしてきたところでございます。

以上のようなことから、経過年数による状況の変化、当町においては学校統合によりまず避難所や避難場所の変更なども含めまして、国土交通省からの情報提供及び指導により、必要に応じ検討してまいりたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 何かちょっと物足りない感じはするんですけども、これは見直すところに来ているんですよ。実際、河内町は本当に、皆さん心配するかもしれませんが、水没地域であって避難所がないんです。水害が起こったときには、それを想定されたときには、避難所とする場所がないと思います。ですから、この前もお話しましたけれども、高台がある近隣市町との連携協定を結んだらどうかという質問をさせていただきましたけれども、そういったことも踏まえて、避難路というのは、私の経験というのは失礼ですけども、宮城県で東日本大震災で起こった際の被害が大きくなったのには、避難路を設けたことによって被害が大きくなったという例もありますので、そういうことも考えながら、本当にハザードマップは考え直す時期が来ていると思います。以前とは全く状況が変わっていると思いますので、もうちょっと研究をしてほしいと、もうちょっと物足りないところがありますので、よろしく願いしたいと思います。

町長のほうからひとつよろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 篠原議員が今、おっしゃったように、私も非常に心配しているのが先ほどおっしゃった件なんですけれども、そのために総合防災訓練を昨年2回実施していて、今回は7月24日に生板小学校でやりますけれども、これが終わりましたら、次の段階として高台に避難すると、町全体の町民を対象として、町ごと外に避難する訓練を、実はやろうと、この総合防災訓練の会議の中でお話をさせてもらったんですけども、7月24日が終わりましたら、おっしゃるように、近隣市町村長が集まったときに、実は河内町でこういう訓練を考えているから、そのときには協力してくれということで、具体的な部分については、この7月24日以降に現実的に詰めていきたいと思っています。

それに伴って、先ほども申し上げましたようにハザードマップ、避難先を記したマップを追加的な部分で、ここの地区はどこに避難したらいいかというものが必要ではないかと思ひまして、現実的になるべく早く、7月24日以降に、警察も含めてお願いして、消防団

も含めて、あらゆる人に協力をいただいて、全町民が町外に避難できる、高台に避難できる場所を設定して避難するという訓練を、ぜひとも行っていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いします。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ぜひそういうふうにしてほしいと思いますけれども、一つには、地震の際には河内町、何となく取り残されてしまうんじゃないかと心配しております。というのは、幹線道路というのは河内町には本当はないわけです。前回の3・11の地震の際には、それほど河内町としては被害はそんなに多くなかったと思うのですけれども、液状化される場所が出てくると思います。どこか寸断されれば、救援物資も届かなくなるので、最低4日間ぐらいは確保しておくと、各住民にも言われるくらいなんですけれども、本当にこの辺は大変危ないところではないかと思えます。昔は貝塚であった関係で粘土層と常総砂岩層ですか、それと関東ローム層が重なっているわけですから、その部分というのは必ず液状化になる可能性はあると思います。そういったことを踏まえた上で今後検討してほしいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔6 番諸岡周示君登壇〕

○6 番（諸岡周示君） 皆さん、おはようございます。6 番の諸岡周示です。早朝より傍聴にお越しの皆様方、心より感謝申し上げます。

初めに、熊本地方の地震が2カ月以上続いております。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げ、被災なされている皆様方に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く終息し復興なされますようお祈りしたいと思います。

さて、先ほど篠原議員も質問がありました災害は、いつ、何時、どこで起こるかもわかりませんが、きょうもニュースであったように、地震に追い打ちをかけるように九州地方では災害が起きております。そんな中で、河内町において想定外はありません。そこで、河内町地域防災計画と、その危機管理について伺いをしたいと思います。

2 点目は、かわち直販センターの指定管理者制度についての質問です。

現在、直販センターは、ことしの8月31日期限で指定管理者である株式会社ふるさとかわちが業務委託の契約をされていますが、ただいま公募の中で審査中ということで、詳しいことは自席にて質問を行いますので、担当課長、町長のほう、答弁、よろしく願います。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） まず初めに、皆さんご承知のとおり、5月の連休中に町全域で断水が起きました。後でわかったことですが、午前7時半ごろ断水が始まり、ちょうど朝食、そして洗濯等の時間もぶつかった時間帯でありました。私の家にも何件か苦情が入り、

防災無線の放送が流れないまま、9時過ぎに防災無線が流れました。

この間、私たちは何もできない状態となり、何の情報も得られませんでした。特に土曜日とか休みとはいえ、余りにも危機感が薄いなど、先ほど篠原議員が言いましたように、危機管理が薄いなど私感じたところですが、幸いにしても被害は全然なかったもので、水道課長のほうには事前に説明を受けましたが、再度、その対応をお尋ねしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 長峰水道課長。

○水道課長（長峰博美君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

5月7日の断水の状況についてご説明いたします。

当日の断水につきましては、町民の皆様には、朝のお忙しい時間帯に長時間ご迷惑、ご不便をおかけいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

河内町の水道は、県水を受水し、町内家庭に給水する形態であり、配水ポンプ4基を24時間交互に自動運転する形となっています。通常、機器トラブルで自動運転ができなくなった場合には、水道課職員全員に自動で通報が入り、駆けつけた職員が手動に切りかえ水を給水する形態でございます。

それを踏まえ、当日の対応状況ですが、午前7時20分ごろ自宅で水の出ない状況を確認しまして、通報はなかったんですが、直ちにもよりの職員と事務所に参集し、機器を手動に切りかえて運転をしようと操作をいたしましたが、送水ポンプは動きませんでした。

納入業者にすぐさま連絡いたしまして、午前9時ごろ防災無線にて断水中のお知らせを放送。午前9時半ごろ原因が判明し、同じく9時50分ごろ、1基の送水ポンプを何とか動かしまして、水圧は弱いままでしたが、仮復旧を行いました。

その後、再度水圧を上げるために断水のお知らせを事前に防災無線で行いまして、午後1時から復旧工事を行いました。

しかし、電極の温度上昇などふぐあいがございますして、再々度、使用水量の少ない夜間、午後11時から復旧工事を行いました。

この断水が起こった原因ですが、電力会社からの充電と自家発電の切りかえ部分の電極、電気装置の設備の老朽化による機器トラブルの面でふぐあいが起こりました。電気関係でしたので復旧に大変時間がかかってしまいました。また、問題のございました動力制御盤ですが、工事途中の事故でございましたので、現在は新しい機器に全て取りかわっております。

今後は、施設の維持管理、機器の更新につきましては、なお一層計画的に進め、安定的な給水に努めてまいりたいと考えています。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、事前に水が出なくなったということは、課長のほうに何らかの連絡が来たのかどうか。

それと、今後、夜間や土曜日、日曜日の休んでいるときの対応策、その辺は防災無線の

使用も含めて質問します。

○議長（野澤良治君） 長峰水道課長。

○水道課長（長峰博美君） 当日、連絡は、電気系統のトラブルでしたので、実は連絡は来ませんでした。自動発報しなかったという状況です。

それから、休日、夜間の対応についてというご質問ですけれども、現状ですと、この間の大規模な機器トラブルも含めまして、町内で水道管路延長140キロメートルございますので、大体の事故というのは本管の漏水等でございます。その現状の漏水修理等についてご説明させていただきます。

まず、水道課で行う漏水修理は、基本的に本管部分と本管から量水器メーター部分までが町の管理、そのほか宅内部分につきましては使用者様の所有物でございますので、ご本人で指定工事店等に依頼をして修理していただくことになります。

勤務時間内に発生したものにつきましては、作業できる職員数や漏水箇所の条件等を考慮し、直営で行うか、工事発注をするか判断をしております。

ご質問の夜間、休日の対応でございますが、近隣の事業体にちょっと確認をいたしましたところ、県南水道事業団は導入済みでございました。規模が大きいので、地区単位で工事組合に年間委託というか、お願いをしているということでございました。

阿見町は導入済みで、土日、祝日、年末年始を1日単位でローテーションを組みまして工事代金は別途ですが、当番には1日当たり5,400円を支払っている状況がございました。

稲敷市は導入はしておりませんでした。当町と同じように、漏水発生時は同じような依頼方法をとっております。

旧東町では当番制を導入しておりましたようですが、合併を機に廃止をしたようでございます。

美浦村も導入はいたしておりませんでした。漏水発生時の対応につきましては、河内町と同様の方法で工事店に依頼を行っているようです。

実は河内町も平成5年4月に指定工事店に、対応できるかどうか聞き取りをしまして、できるといったところには説明会を実施しまして、1班当たり4社から5社、5班の班編制を敷き、平成10年ごろまで当番制を敷いていたようです。

平成4年の漏水件数ですが、本管部分は47カ所と非常に多く、月平均3.9カ所という漏水箇所があったようですが、当時は石綿管がかなり残っておりまして、そのために多かったのかなと思われます。

直近3カ月の本管部分の漏水工事の状況ですが、石綿管も少なくなりまして、平成25年度は年間19カ所、月平均1.6件、うち直営で修理したものが13カ所、工事発注したものが6カ所でした。

平成26年度は12カ所の漏水、月平均1カ所、うち直営修理が4カ所、工事発注が8カ所でした。

平成27年度は17カ所の漏水、うち直営で修理したものが14カ所、発注したものが3カ所ございました。

危機管理の一環として、今後の漏水修理の夜間休日当番制の実施要領についてですが、当番員を依頼した場合、漏水の有無にかかわらず支払いが生じてくると想定されます。発生する費用も年間では大きくなってくると思われ、さきにご説明した年間の漏水件数を考慮した場合、費用対効果の面で導入を見送っているような状況でございます。

現状では休日夜間に限らず、直営でできないものに関しましては登録済みの指定工事店の中から、技術力、人員確保ができると見込まれるもよりの指定工事店に連絡して対応できるか確認し、修理の依頼を行っております。今後も指定工事店と連携を取り合い、よりスピーディーな対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 防災無線のほうのアンサーはどうになりましたか。

○水道課長（長峰博美君） 失礼しました。

防災無線についてでございますが、防災無線は放送する文章を作成いたしまして、担当課の総務課と内容を詰め、放送を行う流れとなっています。

その総務課との連携ですが、当然、勤務時間内は問題なく連携はできるのですが、勤務時間外の場合ですと、総務課長及び担当職員の携帯電話に連絡して放送の依頼をお願いする形となります。勤務時間内より時間がかかってしまうというのが現状でございます。

5月7日の断水事故の際にも、防災無線で断水のお知らせは発生から約1時間半後と、大変遅くなってしまいました。災害由来でない給水地域全域にわたる断水は、河内町水道事業始まって以来の件でありまして、まずは水を送ることを優先したこと、ふなれなことに加え、多数のお問い合わせ等で現場が混乱してしまったことが原因と考えられます。

このことから、早い段階で断水のお知らせ、重要性を住民の方にお知らせするということは、今回改めて認識いたしました。

今後、これを教訓に、安定した水の供給はもちろんですが、断水の際の町民の皆様への早期周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 3回目になっちゃう。

○議長（野澤良治君） もう1回いいです。

○6番（諸岡周示君） 再度、課長、私の言っていることは、あってはならないことが起きちゃったわけですよ。そのことに関してはしようがないと思っています。ただ、町民の方々に早く、断水していますよ、こういうわけですよということを知らせなければいけないと思うのです。そのことを私言っているんです。それについて。

○議長（野澤良治君） 長峰水道課長。

○水道課長（長峰博美君） 先ほど5月7日の件につきましてですが、実は現場が混乱し

たということは、電話対応とか来客とかで現場が混乱してしまったんですが、防災無線を流して以降は問い合わせ等がほとんどなくなりまして、改めて防災無線での周知の徹底というのが身に沁みて感じたというところでございます。

まず、水の早期供給も大事ではございますけれども、住民の方々への周知徹底というのが、まずは身をもって学んだことと思います。今後は、水の供給はもちろんでございますが、早期周知を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） では、課長、よろしくお願いします。

次に、河内町の地域防災計画のことなんですけれども、危機管理について、地震のときは震度4から対応するとなっていますけれども、水害についてもそうだと思いますが、その連絡体制はどういうふうになっているのか、詳細について担当課長の総務課長に答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、危機管理ということでございますので、私からは災害時の初動対応についてお話をしたいと思います。

町及び関係各機関は、河内町内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要があります。したがって、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たることとなります。

留意点としましては、参集基準の明確化及び周知の徹底でございます。災害の発生が夜間あるいは休日となる場合、災害により情報連絡機能が低下した場合等考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確化し、その内容を周知徹底することにより、災害発生時の参集のおくれや混乱が生じないようにしておくことが重要になります。

そこで、町では地域防災計画に基づき、災害対策本部運営、避難所運営を含む職員初動マニュアルを作成し、全職員に配付しております。こういった緑のコンパクトな冊子なんですが、これを全職員に配付をしてございます。職員初動マニュアル、災害対策本部運営と避難所運営マニュアルということで3本のマニュアルになっております。この中に応急活動体制として配置基準が定められております。

例えばですが、風水害等の場合では、大雨、洪水警報のいずれかが町域に発表され危険な状態が予想されるときは、連絡体制としまして、総務課で5名配置となります。連絡体制をとり被害が発生し、または被害が想定されるときは、警戒体制としてあらかじめ定められた職員30名の配置となっております。災害警戒本部が設置されることとなります。

また、震災時では震度4で連絡体制、震度5弱で警戒体制として、同様に配置人員が定められております。

以上のように、初動マニュアルにおいて、職員には周知しているところでありますが、

日ごろこのマニュアルをいつでもすぐ手にとるところに置いておくこと。そしてこまめに
見ておくことが大事であると思います。

また、防災訓練を定期的に行うことによって、地域防災計画やこのマニュアルを確認する
ことにもなりますので、防災意識や危機管理意識の向上が図れる機会になるものと考えて
おります。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） 今、課長から説明がありましたように、初動体制では事務局 5 名、
警戒態勢であらかじめ定めた職員、特別警報が町で発令されるときは、地震では震度 5 強
を記録したときは町の職員 3 分の 1 となっていますね。

携帯電話や防災無線など使用不能になった場合、私は衛星回線を使った電話なども一つ
の方法だと思いますけれども、その辺、課長はどう思いますか。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） そういった場合も準備をしておくことが必要かと思います。
衛星回線というところまで、私ちょっと知識がございませんが、今後の準備体制としまし
ては、そういったものまで準備をしておくことが必要になってくるかなと思いますので、
今後検討してまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） もう少し勉強していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、5 年前に 3・11 の後の議会でも水害、そして地震の災害につきまして質問がありま
したけれども、ことしの 3 月の定例会において篠原議員からも質問がありました、雑賀町
長になってから学校区ごとに防災訓練を実施しています。7 月にも先ほど説明がありまし
たように、3 回目の防災訓練が行われようとしています。危機管理の上で非常によいこと
だと私は思うし、学べることはたくさんあると思います。

先ほど言いましたように、水害、地震等において避難訓練の実施や広域的な連絡体制づ
くりなど、昨年 9 月の鬼怒川の決壊によって、新聞等で見ましたけれども、境町では町の
80% が水に浸かったそうです。そのときに隣の坂東市のある高校の体育館を避難所、そし
て対策本部として協定を結んだということを新聞で見ました。

先ほどの篠原議員の質問とかぶりますが、河内町ではその辺をどの程度まで話が進んで
いるのか、総務課長または町長のどちらでもいいので、答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 先ほどの答弁と重複してしまうかもしれませんが、河内町に
とって一番の大きな問題は、高台がないということに尽きるのかなと思います。ですので、
こういった水害に対する避難ということになりますと、町独自ではなかなか対応できない
ということなんだろうと思います。そこで、まだ先月ですけれども、先ほど申し上げまし
たように、5 月に利根川下流の大規模氾濫、または霞ヶ浦大規模氾濫に伴う減災対策協議

会が国土交通省のほうで立ち上がったところでございます。今後、稲広の中でも災害協定の会議が、あすまた開催される予定になっております。

その中で、河内町としての切実な問題としましては、広域避難場所計画をきちっと早急に定めてもらいたいということで、一応、防災担当課長という立場から皆さんに、近隣の市町村の方々のご協力をいただいて、そして広域でもって避難所をきちんと定めていただきたいということでお話をしていきたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 先ほど境町の例を出しましたがけれども、早急に災害協定、避難訓練等の協定をできれば結んでいただきたいと思います。

次に、防災教育と訓練について、私も防災会議の一員として、たびたび話題で取り上げられるのは、学校での教育ということです。防災教育です。

意識改革をする上でも訓練や教育によって身に覚えることは、私は非常に大切だと思いますけれども、今現在、学校では避難訓練などを実施していると思いますが、ほかには県内でもそのほか心肺蘇生法、止血法など応急処置なども訓練教育に取り入れているところもありますが、その辺の現状と今後の対応を教育長のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） 諸岡議員のご質問にお答え申し上げます。

学校教育の中で安全教育につきましては、安全教育年間指導計画というのがありまして、基本的に学期1回、年間3回、避難訓練を各小中学校等で実施しております。

その実施内容につきましては、学校でそれぞれ工夫しておりまして、マンネリ化しないように、地震、火災、洪水、ひょうとか雷とか、最近力を入れているのが、特に小学生を中心になんですが、引き渡し訓練、保護者に必ず引き渡すという訓練をしております。ことしは学区で実施していただきました。というのは、金江津小中学校合同、河内中学校、みずほ・生板小学校合同という形で、少し範囲を広げて実施しております。

実際、そういう訓練をするときには、学校には防火管理者という、講習を受けて資格を持った者が1名おります。年間の防災計画も立てて消防署に提出しておるわけですが、特に新河分署、それから、地域の消防隊、女性消防隊等の協力を得ております。

それから、防災の中には不審者等への対応もありますので、警察署とそれぞれの関係機関の協力を得ながら実施をして、最終的には防火管理者の全体での指導、または関係機関からいらっしゃった方の専門的な指導をいただいてということで避難訓練等は、防災訓練も含めて実施しております。

ちょっと話が外れるかもしれませんが、子どもの命を守るという意味では、夏休みにプール開放を行います。小学校だけなんですけれども、これはプール開放ですので、PTAに開放するわけなんですけれども、ここ10数年前から本当に保護者だけの対応になっておりました。学校の施設を使う、その申請もあって開放するわけなんですけれども、そこにプ

ール管理者は町で、教育委員会のほうで雇用してつけます。機械操作とか清掃ですね、だけれども、保護者だけで何かトラブルが発生したときに対応できるのかということを考えまして、3年前から必ず学校の職員が1人はつけております。

ですから、子どもの身を守る、安全を守るという意味では、これも防災ということになりますので、徹底して実施しております。

それと、実際の訓練ですけれども、心肺蘇生法、それから、AEDの講習につきましては、これは4年前になりますけれども、新河分署で、教職員の訓練を行っております。2年間行いました。これも徹底しまして、今度は学校側からの要望がありまして、新河分署では全職員一斉にできませんので、学校単位で実施したいということで、今は学校単位で教職員向けの講習も行っております。これが大事なことで、一度講習を受けたからと、とっさの場合使えなくなる危険性がありますので、最低2年に1回は更新を受けなさいということで実施しております。

それと、プール開放もありますので、PTA関係では各学校に学校保健委員会というのがあります。その組織の中で1学期の後半になりますけれども、保護者向けの心肺蘇生法等の実技講習のほうも新河分署等の協力を得て実施しております。

あと、子どもたちのことなんですが、子どもたちにもそういう知識を身につけさせたいということで、2年くらい前から、まだ全員というわけにはいかないんですけれども、例えば小学生でしたら高学年の子に心肺蘇生法、これはありがたいことに県の教育委員会から、今回持ってきていませんけれども、ハート型の心臓のミニチュアが届いたんですね。それを使って心肺蘇生法の実践訓練をするということで実施しております。

それと、中学生のほうは、まだこれも完全ではないんですが、2年生を中心に心肺蘇生法とAEDの使用について、3時間ぐらい講習が必要なんですけれども、金江津中学校のほうは実施を終わりました、この後、河内中学校にもその内容を普及していきたいと考えております。

先のことをお話しますけれども、この後、来年、再来年と統合が成立した場合には、そういう講習も一気にできると、小学生も中学生も同じ場面でできますので、さらに徹底できると期待しております。

今、こういう子どもたちに、または職員に、保護者にとということで啓発を図っています。できれば先ほど来からずっと問題になっていますように、防災訓練等々が地域であったときにどうするんだというときに、子どもたちが動けばいいのかなと、子どもたちが例えば7月24日に生板小学校学区であるといったときに、親を誘って、家族を誘って参加しよう。親から誘うのではなくて、子どもからの要望であれば家族も動きやすいので、ぜひそういうことで、今、生板小学校のほうの協力を得ながら、24日にはもう少し多くの人の参加ができて、訓練ができればと、そんなことを考えております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君）　ありがとうございました。

土浦市のほうでも、教育長が言われたように、学校内で全域で今取り組んでいるという事例も、私、この間研修のほうで行ってききましたので、河内町におかれましても、教育長初めいろいろ皆様に今後とも、防災に関して教育、訓練等をお願いしたいと思います。

次に、かわち直販センターの指定管理者制度について質問いたします。

本題に入る前に、第三セクターについて少しおさらいをしたいと思います。

平成25年の4月の定例において、現野澤議長が質問されていますが、平成9年に第三セクターとしてふるさとかわちが設立されました。株式400株、2,000万円で設立され、そのうち持株として260株、1,300万円が河内町でした。

その後、平成10年に408号線沿いに直販センターの建設をし、4,414平米の借地代にまず1,800万円がかかり、そしてその後、田んぼの土地を購入、4,414平米ですので、1反歩1,000万円当たり4,414万円で購入しました。随分高い買い物をしたなと思いましたけれども、また、その建物の建設費が1億7,807万5,000円で、合計で約2億3,200万円の費用がかかりました。と同時に、PR事業と補助金も含めて約5億円もの町の血税が投入されたということです。

そして河内町の株は平成16年に260株あったものが100株となり、皆さんご承知のとおり、3年前の町長選の開票日の翌日の後、残任期間である、誰もが考えつかなかったこの1週間の間に筆頭株主だった町の株が100株から10株となり、全体の2.5%となりました。

そんな中でふるさとかわちが、形上は第三セクターとなっていますが、町の指導や役割を組み入れられる現在、今後どのようにしていくのか、また、9月の指定管理者になる方に、この場合、無償で施設を貸していくのか、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野澤良治君）　諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君）　諸岡議員のご質問にお答えいたします。

株式会社ふるさとかわちは、平成9年に町の農業振興を目的に、町が出資する第三セクターとして設立されましたが、現在、町の出資比率は2.5%となっており、自立した経営を行っている株式会社であると考えております。

一方で、株式会社ふるさとかわちは、町の出資比率は低下しているものの、町が株主であり、また、現在、かわち直販センターの指定管理者として同施設の管理運営を行っていることから、その経営状況によっては、町の財政等に影響を及ぼすことも考えられます。

株式会社ふるさとかわちの経営状況につきましては、営業報告書や財務諸表等により確認しておりますが、直近の第19期、これは平成26年9月1日から平成27年8月31日の期間となりますが、損益計算書によりますと営業損失が1,133万7,836円、経常損失が98万3,400円、当期純損失が182万5,806円となっております。

今後も株式会社ふるさとかわちについては、株主として引き続き適切に経営状況等を確認したいと考えております。

次に、かわち直販センターにつきましては、河内町で生産される農産物及び加工品の販売実績を確保し、農業及び商業の活性化と生産者の経営の安定、生産意欲の向上に資することを目的として、平成11年に設置されました。

現在、かわち直販センターは地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得て、株式会社ふるさとかわちが指定管理者として施設の管理運営を行っており、指定期間は平成23年9月1日から平成28年8月31日までとなっております。

指定管理者は、かわち直販センターの管理に関して、河内町公の施設の指定管理者の指定制の手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、町長と協定書を締結することとなっております。

かわち直販センターの管理に関する協定書第5条において、直販センターの管理運営業務に要する費用は指定管理者の負担として、直販センターの運用収益及び利用料その他の収入をもって充てるものとするとなっております。

今後は、現在の協定書において問題となっております、町と指定管理者との施設管理における責任分担等につきましても明確化し、より適正に施設の管理運営が行えるように見直しを図りたいと考えております。

なお、平成28年9月以降のかわち直販センターの管理運営につきましては、現在、公募による手続を行い、検討しているところでございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 指定管理者の条例によれば、第9条に指定管理者に対し、その管理の業務及び経営の状況に関し定期的に、もしくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができるとありますが、正しくその報告がされているのか、かわち直販センターの目的である農産物及び加工品の販売実績を確保し、農業及び商業の活性化と生産者の経営の安定、生産の意欲の向上に資するとありますが、調べでは、指定管理者制度が発足する前とはいえ、平成16年に誹謗中傷などを行っている会員には、謝罪させ、退会するように株式会社ふるさとかわちは文書を送り、だんだんと政治色が強くなってきたと思い、本来の目的がなされていないと思います。

そこで、制度発足当時の会員数と現在の会員数も含めて、担当課長に答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

かわち直販センターに係る指定管理者からの定期的な報告につきましては、事業計画及び事業報告書の提出がでございます。町では毎年4月に指定管理者である株式会社ふるさとかわちから、かわち直販センターに係る事業計画及び事業報告書の提出を受けております。

事業計画につきましては、かわち直販センターの管理に関する協定書第2条の規定により、毎年度ごとに指定管理者に作成及び町長への提出を求めています。事業計画の主な内容は、販売促進施設の利用計画として、利用会員登録数、来店客数、販売額の計画等と

なっております。

また、事業報告書につきましては、河内町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条の規定により、指定管理者は毎年度終了後、60日以内にその管理する指定施設に関する事業報告書を作成し町長に提出することとなっております。

事業報告書の主な内容は、事業計画と同様ですが、町内、町外別の仕入れ比率及び売り上げ比率についても報告を受けております。

次に、かわち直販センターの利用者数、これは生産農家等の会員登録数ということですが、指定管理制度が始まった平成18年9月からの第11期が116人、直近の第19期、これは平成27年8月までとなりますが93人で、第19期と第11期を比較すると23人の減となっております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次に、条例の12条にかわち直販センターの現状を変更しようとする者は町長の許可を受けなければならないとありますけれども、私が議員になる前から苦情がありまして、1週間前ですけれども、直販センターを視察して確認もしましたが、駐車場の身障者用の駐車場スペースに箱型の売り場が置かれたり、または店員の車が置いてあったりと、軽微な変更と私は思えないのですが、課長の答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

かわち直販センターの現状を変更しようとする者は、かわち直販センター管理運営規則第12条の規定により、町長の許可を受けなければなりません。ただし、指定管理者が行う軽微な変更については許可の例外となります。

現状の変更の範囲につきましては、規則等において明確に示されてはおりませんが、かわち直販センターの建物本体の改修や増築等により、施設の外観や機能等を大きく変更するような場合が考えられます。

なお、駐車場につきましては、来客を含めた施設の利用者等が安全・安心に利用できる環境を保つことが必要となりますので、指定管理者等が駐車場内へ設備や物品等を配置する場合は、十分な安全配慮義務が求められます。町ではかわち直販センターについて、町の公の施設として町民等が安全・安心に、そして快適に利用ができるように、指定管理者等と協議を行いながら、施設の良好な維持管理が図れるように今後も努めてまいります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 企画財務課長にちょっとお聞きします。

新聞によれば、毎日新聞、茨城新聞、常陽新聞、読売新聞、朝日新聞等々で、一部読売新聞の記事ですけれども、読ませていただきます。日付は株を売った日付のことがありまして、町の職員に対して、譲渡手続きが始まったと前町長が話をしたと。それで、実際の日付は22日の朝につくられたもの、前任の課長は前町長に、手続きを始めるが譲渡の最終判断

は新町長でどうかと言いましたら、前町長は自分の在任中にやりたいと。投票日の後、要するに14日から22日は不在職務代理者と書いてあったことから、前任の課長は日付の改ざんを行ったと新聞等々で載っています。

この件に関して、事実関係を担当課長に質問いたします。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 諸岡議員の質問についてお答えいたします。

株式会社ふるさとかわちの町所有の株の売買の一連の流れと新聞報道につきましては、平成25年7月の議会の中でも報告させていただいておりますので、改めての説明ということで説明させていただきます。

まず、町の基幹産業である農業に貢献したいとの理由で、平成25年4月10日から5月8日の間に、5名の方から公有財産払い下げ申請書が町に提出されました。企画財務課におきましては、5月10日付で公有財産売り払い伺いの起案をし、決済を受けた後、13日付で株式会社ふるさとかわちに出資金譲渡承認請求書を送付いたしました。

これは、株式会社ふるさとかわちの定款第7条株式の譲渡制限の規定に、株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならないといった定めに基づくものでございます。その後、株式会社ふるさとかわちからの承認が23日にございました。これに基づきまして出資金、この場合は株式です。譲渡契約の伺いの決済をもちまして24日に出資金譲渡契約書を締結し、町所有の株の売買を行ったものでございます。

この一連の事務手続におきまして、公文書の日付の改ざんが行われたとされる新聞報道、こちらがあったということで今ご指摘がありましたが、この報道の内容につきましては確認をしております。

この際の新聞等における報道の内容でございますが、当時の総務課長が内部での聞き取り調査を行ったことに基づき記者発表を行ったものと聞いております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 再度質問します。

では、記者発表のことは、どの程度記者発表されたんですか。記者発表の内容です。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 当時のことですが、一応当事者というか、その当時の総務課長のほうから各関係職員の聞き取りをもとにした資料をもとに記者発表の資料をつくりまして、当時、記者のほうにその内容を説明したということを聞いております。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 一応新聞の内容が、そうですよということですね。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） 現在、当時の総務課長等退職されておりますので、詳細につきましては申し上げることは難しいと思うのですが、当時の記者発表につま

しては、正式に行ったものであるということを聞いております。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6 番（諸岡周示君） 総務省の指針にあるように、第三セクターは、概要を説明したり、住民に対して情報の提供の義務があると思いますけれども、その辺は議会等で説明をしたのかどうか、議事録をいろいろ参考に見ましたけれども、余り載っていないんですけれども、その辺はどうなのでしょう。第三セクターとしての話ですね。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） お答えします。

第三セクターにつきましては、地方公共団体が出資または出捐を行っている社団法人、財団法人、特例民法法人等となっております。地方公共団体の出資割合や財政支援等によりまして地方公共団体の調査権や議会の報告義務が法令によって定められております。

株式会社ふるさとかわちにつきましては、町が出資する第三セクターとして設立され、借入金に対する損失補償や財政支援を行っていましたが、町の株の出資比率が2.5%となったことで、損失補償等の財政支援は行わなくなったことに伴い、地方自治法243条3第2項の規定による議会への報告義務もなくなっております。

しかしながら、株式会社ふるさとかわちは、町が出資している法人であり、指定管理者として直販センターの管理運営を行っていることから、必要に応じて運営状況等議会への説明を行うことも必要かと考えております。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君に申し上げます。

質疑は会議規則第55条の規定により3回までとなっております。よって、今回が最後の質問とさせていただきます。なお、60分以内でございますので、簡潔にお願いいたします。

○6 番（諸岡周示君） 最後に、公有財産の払い下げの件ですけれども、先ほど言った株ですね、予算措置によって公費等も使っているのですから、金額に関係なく、私は最終的に町の財産であるのですから、議会の承認まで求めなければならないと思いますけれども、担当課長と町長に、この辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 北澤企画財務課長。

○企画財務課長（北澤雅志君） お答えいたします。

公有財産の管理及び処分につきましては、地方自治法237条第2項に、普通地方公共団体の財産は条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと規定されており、当町におきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、町財産の適正な管理に努めているところでございます。

この条例の第3条におきまして、議会の議決に付すべき財産の取得または処分は、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払い、土地につきまして

は1件5,000平米以上のものに限りと規定されていることから、譲渡いたしました株式の総額、当時450万円であったこともあり、議会の議決に付さずに事務手続を行ったものと考えられます。

このようなことから、株式会社ふるさとかわちに係る株式の譲渡における事務手続におきまして、地方自治法及び町条例等において抵触するものではないと思われませんが、町所有の財産の取得処分につきましては、公費を要するものであることから、今後は予算措置またはそれに伴う概要につきまして、議会への事前の説明等を行うことを検討していきたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今、北澤課長のほうから説明がありましたように、財務規則から言いますと700万円以上ということになっておりますけれども、こういう問題が今後とも起きるようなことがあると、町民に対して不安というか、不信感を持たれることを考えますと、議会に諮るということが基本的に必要になってくるんじゃないかと思います。

何と言うんでしょう、先ほどの中で日付も含めて、首長というのはそれだけ権限があるという中で、規則の中だからいいんだということであると、町民の皆さんへの最終的に説明責任はこういう形で実際に起きているわけですね、ご本人がいないわけですから。そういうことを考えますと、議会にお諮りをして、財産の処分についてはある程度今後議会と相談して、どういう形が今後妥当かということを考えていかなければいけないころだなと実は思いました。

町の財産ですから、規則の700万円という数字でなくて、しかるべき手続をとるとというのが今後大事になってくると私は思います。そういう意味で、議会の皆さんと相談しながら対応していきたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） どうもありがとうございます。

かわち直販センターは、河内町の多くの農家の皆さんが、誰でも生産されて販売できる場として、町の基幹産業の広告塔となっているわけですから、選考委員会等で精査していただいて指定管理者を決定していただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 午前中の一般質問を終了し、暫時休憩といたします。

なお、再開時刻は午後1時からといたします。退席を許します。

午前 11時48分休憩

午後 1時03分開議

○議長（野澤良治君） それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高橋 稔君、登壇願います。

〔3番高橋 稔君登壇〕

○3番（高橋 稔君） 皆さん、こんにちは。3番高橋 稔でございます。

冒頭、本年4月に震度7を記録した熊本地震によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表します。また、この地震より被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。被災地においては、一日も早い復興・復旧を願ってやみません。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は2項目の質問をさせていただきます。

1項目は、生活環境の整備促進についてであります。

私が子どものころは、よく利根川で水遊びをしたり、小さな池や川で魚やザリガニ釣りをしたり、また田んぼでドジョウとりをしたりして遊んだものです。しかし、現在は生活様式の多様化により、河川及び湖沼は汚濁され、魚、ザリガニ、ドジョウなどの生息数が非常に激減しています。川の汚れは日常生活の営みから出される生活排水が主な原因と考えられています。そこで、河川や湖沼の水質浄化の取り組みについてお伺いいたします。

2項目めは河内町の防災体制についてであります。

冒頭申し上げたとおり、予想だにしない震度7もの地震が熊本県を襲い、多くの方々が被災されました。茨城県でも東日本大震災、つくば市の竜巻、さらには関東・東北豪雨災害が発生しております。このように予想困難な自然災害が多発している現状を踏まえ、いつ襲ってきてもおかしくない自然災害に対する防災体制についてお伺いいたします。

詳細については自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 1項目の生活環境の整備促進についてお伺いいたします。

まず初めに、河内町の下水道整備についてであります。

河川等の水質浄化に向け、最も大切なことは生活排水等を適正に処理し、環境にやさしいきれいな処理水を河川等に放流することです。そのためにも、ハード面の整備として、河内町においては可及的速やかに下水道の敷設工事を進めていくべきと考えますが、平成元年から始まった河内町の下水道敷設工事は、工事開始から28年もの歳月が経過しているにもかかわらず、下水道設備の整備は町全体にまで行き届いていない状況にあります。

下水道の整備は多額の財務負担が伴うことから、昨今の人口減少社会においては、将来の町民人口の推移などを考慮の上、公共下水道の需要を的確に推計し、柔軟に計画を変更していくことも重要であります。これらを踏まえ、今後、河内町の下水道整備計画をどのように策定し、下水道敷設工事などをどのように進めていくのか、都市整備課長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 高橋議員のご質問にお答えします。

河内町下水道工事の状況ですが、既に整備済みの地区及び面積は全体計画約470ヘクタールのうち、生板、源清田、長竿地区の約187ヘクタールになります。今後整備を進めていく地区は、手栗地区の一部、約10ヘクタールの認可取得済み区間を施工してまいります。

そして、今後の全体計画ですが、人口減少や合併処理浄化槽等の比較による経済性を踏まえ、認可取得済み地区以外の約273ヘクタールを下水道計画地区外とし、大幅に縮小する方向で進めております。

具体的には、河内町下水道事業計画の上位計画であります霞ヶ浦常南流域下水道整備総合計画の変更に、河内町の下水道計画変更を盛り込んでいただき、上位計画が変更された次年度に、河内町公共下水道事業計画の変更を行う予定でございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 次に、河内町の水質浄化の取り組みについてであります。

河内町は町の南部を流域面積約1万7,000平方キロメートルに及ぶ我が国最大の河川、利根川に接し、北部には日本第2位の湖、霞ヶ浦が接近しているなど、豊かな水辺を背景に大変自然豊かな環境に恵まれております。しかしながら、特に町民の生活用水の大部分を賄う霞ヶ浦は、河内町を流れる新利根川など大小を含めて56河川が流入し、地域での生活様式の多様化により昭和40年代後半から水質の汚濁が始まり、昭和50年代半ばには、水質悪化を示すCODの値が1リットル当たり11ミリグラムを超え、アオコの異常発生が散見されました。

ここ数年、霞ヶ浦の水質は改善傾向にあり、直近の湖水のCODの値は7.02ミリグラムパーリットルと、県の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画の目標値であるCODの値7.4ミリグラムパーリットルを下回っておりますが、長期的に見れば横ばい状況にありますことから、町民にとってかけがえのない水資源をもたらしてくれる霞ヶ浦の流域市町村として、河内町の河川等の水質浄化に向けた取り組みを強化すべきと考える次第であります。

そこで、河内町として河川等の水質浄化に向けてどのような対策を講じていくのか、都市整備課長の考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） お答えします。

河川湖沼の水質問題は、大変大きな課題でございます。水質悪化の原因といたしまして、高橋議員おっしゃるように、家庭雑排水が挙げられている中、河内町も平成元年より下水道事業を推進してまいりましたが、先ほども申しましたとおり、下水道事業計画を縮小してまいります。

今後は、下水道事業のエリア外の地区につきましては、合併処理浄化槽への変更、設置を推進していき、水質浄化に努めていきたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 続きまして、合併浄化槽の整備、促進についてであります。

先ほど吉田都市整備課長から、下水道敷設工事については、手栗地区の工事をもって終了とする旨の回答がありましたが、下水道の敷設が困難である地域においては、それにかわるハード面の整備として、合併浄化槽の設置を促進していくことが肝要であると考えます。

子どもたちが地域を流れる河川で水遊びを楽しむ光景や、そこに魚やザリガニなど多様な水辺の生き物が数多く生息し、そして蛍が飛び交うような透明度が高く澄みきった水質を望むことは無理なことなのでしょうか。

我々河内町の議員、町長や職員、そして町民が今なすべきことは、次世代を担う子どもたちのために、確実に河川等の水質浄化につながる取り組みを、一步ずつでも前に進めていくことではないでしょうか。そのためには、下水道の整備に加え、町民みずからが地域を流れる河川の水質浄化に努めていくためにも、河内町において合併浄化槽の設置促進を図るべきであると考えます。そこで、河内町において合併浄化槽設置に係る年間補助対象基数及びその地域に今後どのような対策を講じていくのか、あわせて都市整備課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） お答えします。

合併処理浄化槽の整備促進でございますが、現在、龍ヶ崎地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、5年を単位といたしまして、国、県、町で補助をしております。

霞ヶ浦流域と利根川流域では、若干差はありますが、浄化槽の人槽によって定額を補助しております

毎年15基ほどの枠を設けて、年間およそ10から15基程度の申請がございますので、ほぼ補助枠におさまっており、補助を受けての浄化槽の設置をしていただいております。

今後さらに河川湖沼の水質浄化を目的とする下水道地区外の合併処理浄化槽転換推進を図る際には、補助枠を拡大するほか、町単独での補助も検討し、水質浄化を図ってまいります。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 水質浄化の課題解決に向け、河内町においては河川に流入する排水をきれいに処理してから放流することを進めていくことが肝要であります。そのためにも、合併浄化槽の設置促進を図り、下水道が整備されていない地域住民に対して、補助金制度があることの周知徹底を図り、町全体の地域バランスに配慮しつつ、1件でも多くの家庭が速やかに合併浄化槽を設置できるよう努めていただくことを要望させていただきます。

次に、2項目の河内町の防災体制についてお伺いいたします。

まず初めに、災害に強い体制づくりやまちづくりであります。

冒頭申し上げましたとおり、4月には熊本地震が発生し、今もなお住む家が損壊し、多くの住民が避難所での生活を強いられているところでもあります。また、県内においても、平成23年の東日本大震災を初め、翌年5月のつくば市の竜巻、そして昨年9月には関東・東北豪雨に伴う洪水被害が発生し、想定外と称される大規模災害が頻繁に発生し、人的、物的、両面において甚大な被害を受けております。

こうした大規模災害は、断続的な豪雨など近年の異常気象も相まって、いつ、河内町において発生してもおかしくない状況にあり、河内町における災害対策として災害時に適切に対応できる体制づくりや、町民を交えてのまちづくりの重要性はより一層高まっているところでもあります。

そこで、河内町では災害に強い体制づくりやまちづくりの一環として、どのように取り組んでいるのか、総務課長にお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それではお答えいたします。

災害に強い体制づくり、まちづくりのために、町はどのような取り組みを行っているかということでございますが、繰り返しになりますが、河内町では昨年から総合防災訓練を実施しておるところでございます。

この訓練を通じて、より多くの町民が防災や減災に関する意識の高揚と防災知識の向上を図る機会とすることで、大規模地震災害発生したときに備えて、町民と防災関係機関などが一体となって相互協力と連携を図り、迅速かつ的確に行動がとれるように実践的で効果的な訓練となっております。

昨年は3月8日にみずほ小学校、11月29日に金江津小学校において実施しております。今年第3回目になりますが、来月7月24日に生板小学校を会場として実施する予定になっております。ただいま、その準備をしているところでございます。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 昨年から総合防災訓練を実施しているとのことですが、訓練の目標、訓練想定及び対応方針についてお伺いいたします。あわせて、具体的な内容としまして、訓練種目、訓練組織や町民の参加者数をお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） この目標としましては三つございまして、一つ目、災害対策本部における災害対応力の向上及び防災関係機関と連携した防災体制の確立、二つ目に、地域住民の方が災害対策の主役であるとの観点から、自分の身は自分で守る自助への意識啓発、3点目としましては、地域や近隣の人々の自発的な助け合いによる共助の体制づくりの推進を目指すものでございます。

続いて、訓練想定及び対応方針ということでございますが、災害の想定は茨城県南部を震源とする直下型地震が発生、地震の規模はマグニチュード7.3、当町の震度は6弱を観測

し、町内の各所で家屋の損壊や火災、旧河川跡や低地部では液状化現象が発生、道路の損壊や断水となりライフラインの機能停止が広域に発生した。また、人的被害も大きく、落下物や転倒による負傷者が多数発生し、甚大な被害が発生した模様との災害を想定したものでございます。

その対応方針につきましては、河内町地域防災計画に基づく町職員の動員配置の決定、災害対策本部を設置し、地域住民及び防災関係機関に対する情報提供及び伝達、震災被害状況などの情報収集活動及び混乱防止を図るための広報・情報周知、震災弱者を対象とした速やかな安否確認の実施、被災者の救援・救護のための避難所の開設、受け入れ、防災関係機関等の応援・協力を得て、初期消火活動などを実施し被害拡大の防止を図ることでございます。

訓練種目でございますが、初動期対応訓練、これはシェイクアウト訓練というものでございます。次に、震災弱者の安否確認訓練、災害対策本部設置訓練、災害情報収集伝達訓練、住民避難誘導訓練、避難所開設運営訓練、消火器取り扱い訓練、心肺蘇生法訓練、応急手当訓練、煙体験、焚き出し訓練、初期消火訓練などがございます。

訓練組織でございますが、本部長を河内町長としまして、副本部長が教育長、以下、本部付き機関団体名で申し上げますと、国土交通省関東地方整備局、竜ヶ崎警察署、龍ヶ崎消防署及び新河分署、河内町消防団、防災アドバイザー、河内町議会、区長会、民生委員・児童委員協議会、防災科学技術研究所、いばらきコープ生活協同組合及びパルシステム、株式会社ぎょうせい、陸上自衛隊武器学校、株式会社伊藤園取手支店、株式会社セブーン・イレブン・ジャパン、そして災害対策本部であります各課長方、そして関係職員ということでの組織になってございます。

最後に町民の参加者数でございますが、1回目、昨年3月8日だったんですが、みずほ小学校におきましては120名から130名の参加をいただいております。2回目が昨年11月29日、金江津小学校で開催しましたが、30名ほどの参加にとどまっております。

今後、起こり得る大地震に備え、一人でも多くの町民の参加をお願いし、継続的に繰り返し実施していくことが大事であると思っております。今回、ことは、来月ですが、生板小学校を対象として実施いたしますので、ぜひご家族、ご近所の方々を誘っていただき、地域住民の積極的な参加をお願いしたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 訓練の参加人数が非常に少ないのではないのでしょうか。

河内町では災害に強いまちづくりのために、総合防災訓練を実施していますという既成事実をつくることに終始しており、町民を巻き込んだ取り組みに至っていないのではないのでしょうか。せっかくこうしたすばらしい訓練を実施しているので、河内町においては多くの町民に参加いただくよう、地域の方々に周知徹底を図るとともに、地域の方々の防災意識の醸成に寄与する取り組みを展開していただきたいと思っております。

次に、自主防災組織の活用についてであります。

先ほども申し上げましたとおり、大規模災害はここ河内町においても、いつ発生してもおかしくない状況にあります。このような中、身近な地域には災害発生時に備え、地域住民が平常時からさまざまな活動を通して自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成された自主防災組織がございます。

災害によって地域が孤立した場合や、特に高齢者の方や障害がある方に対する避難対策は、こうした自主防災組織の活動など、住民同士が相互に協力し合う共助の活動が被害の軽減のためにも最も重要な行動となります。

そこで、河内町では災害時において自主防災組織をどのように活用していくのか、総務課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） お答えいたします。

高橋議員がおっしゃるとおり、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であります。

また、地域において共助の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成、運営されることが望ましいとされております。

当町では、地域集落ごとに区の組織がありますが、地域のコミュニティーとして地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせることと同時に、消防団や地域のさまざまな団体と連携することが、活動の活性化や継続につながっていくものと思われま

す。近年の災害時におきましては、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合など、この自主防災組織による地域住民の自助・共助の取り組みが特に重要視されているところであります。

町としましては、防災訓練を通し一人でも多くの町民が防災に関心を持てるよう、地域とともに安全・安心な暮らしを守る意識の啓発と、消防署、地元消防団と協力しながら活動へ関心を持ってもらうための情報提供を行い、町内全域で自主防災活動が積極的に取り組まれるよう努めていきたいと考えております。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） ひとたび大規模な災害が発生した場合に、災害の拡大を防ぐためには、行政の対応、いわゆる公助だけでは限界がありますので、地域住民が一致団結して対応していくことが大変重要であり、地域として本来あるべき望ましい姿ではないかと考えます。

そこで、河内町における自主防災組織の数、並びに活動内容についてお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） さきの質問の答弁と重複しますが、平成6年度から16年度にかけて、30団体結成されたことになっておりますが、年数的に見ても相当期間が過ぎておりますし、その後の活動内容を把握していないのが実情でございます。

この総合防災訓練を機会に、区長さん方にもう一度働きかけを行い、防災訓練への参加とあわせて、日ごろから取り組むべき活動として防災知識の普及、消火設備器具等の点検、初期消火の講習会など、また消防団等とも連携し、地域ぐるみでの防災意識の醸成に努めてまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） ただいま岩橋総務課長より、自主防災組織の活動内容は把握していないと答弁をいただきましたが、そのような状況では自主防災組織としての体を成していないのではないと言わざるを得ません。県に報告する数合わせの組織では、いざ災害が発生した際には、住民の生命の危機や被害の拡大を防ぐことが困難となるおそれがあります。

今後河内町においては自主防災組織の結成を促進し、その活動を強化するなど、自主防災組織の構築をしっかりと進めていくことにより、災害に強いまちづくりをしていただきたいと思います。

それには、やはり地域の方々の意識の醸成が必要不可欠でありますので、有効な手法の検討など、今後の町の対応に期待したいと思います。

最後に、防災士の育成についてであります。

災害発生時に自助・共助の活動を担うための十分な意識と一定の知識、技能を有する防災士については、全国の地方自治体や教育機関などにおいて積極的に養成していく取り組みが進められており、平成15年の資格試験の実施以来、急増し、本年5月時点において本県では2,343人、全国では11万人を超えております。

こうした防災士を地域での防災活動のリーダーとして活用することは、地域防災力向上につながると考えられますことから、河内町においても積極的に防災士の養成に努めていくべきであると考えます。

そこで、河内町において防災士の資格取得に係る支援策を予算化し、各地域に防災士を配置していくなどの取り組みが必要と考えますが、総務課長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 防災士は自助・共助、協働を原則として社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人で、阪神・淡路大震災の教訓から誕生したと言われております。

身近な地域や職場において、自発的意思に基づく互助、協働のリーダーともなる存在であって、災害によって生じる生命や財産に対する損害を軽減させる役割を担うものです。減災と防災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値あ

る存在として高い評価と期待が持たれるようになってきております。

近隣市町村の状況を見てみますと、近年において資格取得に係る支援制度の取り組みを始めているところもあるようでございます。自主防災活動のリーダー的人材の育成を図る上からも前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 3番高橋 稔君。

○3番（高橋 稔君） 自主防災組織の活性化を図る意味でも、町を挙げて防災士の育成に努めるということが重要であると考えますので、ぜひ前向きにご検討いただきますことを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、高橋利彰君、登壇願います。

〔2番高橋利彰君登壇〕

○2番（高橋利彰君） 改めまして、こんにちは、2番高橋利彰です。よろしくお願いいたします。

梅雨に今、入っております、このところ、数日前から体に不快感が感じられる季節になっております。皆様方には、お体に十分に気をつけていただきまして、今後ご活躍いただけるようお願いしたいと思います。

それでは、本日は成田国際空港の航空機騒音の問題についてご質問させていただきたいと思えます。

議長、自席にて質問いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、自席に移らせていただきます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） それでは、成田国際空港株式会社（N A A）航空機騒音問題についてご質問いたします。

平成19年3月30日付で国土交通省告示第424号により成田国際空港並行滑走路（通称B滑走路）の北進整備に伴い、河内町金江津排水機地区と上金江津地区の一部が騒音第1種地区として国より告示されたことにより、航空機騒音第1種地区と周辺地域の環境保全、また生活環境という、いかにも補償されるべき生活圏の補償が約束されるべきであると思われれます。

そこで、平成19年3月30日付の国土交通省の告示ですが、それとこれに伴う千葉県側と国のほうの確認書のコピーがここにあります。この中身については、国土交通省航空局岩崎平治さん、千葉県知事堂本暁子さんの署名と印鑑がなされているコピーです。この中にそのときの並行滑走路についてのいろいろな問題点の約束事が書かれております。それに伴って、これが3月23日に提出されたものでございます。

それとともに、国土交通省の告示の文書でございます。これが国土交通省の告示のコピーですが、これについて冬柴国土交通大臣の許可が、平成19年3月30日にこの告示で許可がおりております。それに対して、第1種区域に対しまして、この中の文章では、千葉県

成田市の東峰地区の成田市地区の騒音地区のもろもろの地名ですね、これが載っています。それに対して最後に芝山町、後に茨城県稲敷郡河内町大字金江津と最後に第1種区域ということであっております。このような内容のことから、河内町騒音地区の補償、こういうものが生まれたわけでございます。

また、ここ数年、飛行回数が増加しているように思われ、騒音も増大しているように感じられます。民家防音工事の改善、遮音性能の向上の見直し、これはペアガラスでないと、防音工事の騒音に対してちょっと弱いんじゃないかと、ペアガラスを使ったのと、使わないのとで格段の差があるということが、千葉県側で立証されているわけでございます。

また、落下物対策に対しても、いまだに河内町の場合、何も進行していないと思われ、このようなことについて話し合いもまだ何もないような状況があると思われまして。

また、B滑走路がこのたび北進、北側は河内町方面に1,000メートルの増設の予定が、千葉県成田市四者協議会において議論されています。金江津騒音第1種地区の利根川を挟んで対岸の成田市下総地区では、今、移転の議論がなされていますが、当町は余りにも平穏であり、大変危惧しておる次第でございます。

また、毎年申請をし、騒音地域の方々に個別に航空機騒音地域補助金が交付されていますが、千葉県成田市下総地区と茨城県側河内町地区の補助金に差が生じているように感じられます。騒音または落下物による環境は同じと思われまして、補助金交付金の増額等を私は提言したいと思います。

地域があって空港があるという共に生きる共生の理念に基づき、諸問題の解決に向け、当町としてNAAと取り組む考えがあるかどうか、総務課長にお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） まず、1点目、防音対策についてであります。昨年度、NAA及び茨城県と当町の三者間で協議を行い、今年度4月から十里、布鎌地区の一部及び金江津地区において隣接区域を拡大し、防音対策の整備を行っているところであります。

落下物対策につきましては、当町においても直下の住民より、落下物の疑いがある事案としまして、近年では平成22年と24年に1件ずつ、25年度に2件の報告があり、NAA及び国交省と当町の担当者で現地を確認しております。

これにつきましては、いずれも落下物と特定することができませんでした。町としましては、毎年開催しております稲敷航空騒音公害対策協議会の場において、NAAに対し、各航空会社へ、落下物防止対策について指導を徹底していただけるよう強く要望してまいりたいと思います。

2点目の並行滑走路の北進のお話でございますが、成田空港は羽田空港とともに首都圏の経済、社会活動を航空の面から支える日本の経済活動に不可欠な社会基盤となっており、羽田・成田両空港の処理能力はアジア諸国の主要空港トップクラスとなっておりますが、航

空需要は増加傾向にあり、2020年代前半には、現在の空港処理能力約75万回のほぼ限界に達する見込みと言われております。

このような状況の中、成田空港では2015年、平成27年より国、千葉県、関係市町村及び成田国際空港株式会社からなる四者協議会の場において、滑走路の増設及び既存滑走路の延長を含めた成田空港機能強化実現に向けた検討を進めております。これが第3滑走路の整備とB滑走路の延伸であります。

このたび、環境影響評価法の規定に基づき、成田国際空港のさらなる機能強化計画段階環境配慮書が取りまとめられ、6月9日付で国土交通大臣、千葉県知事、関係7市町村の首長宛、提出されました。計画段階環境配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置、規模等の計画の立案段階において、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめたものです。

この配慮書は6月10日から7月15日まで、N A Aほか関係市町村、並びにN A Aの機能強化ホームページにおいて縦覧、公表が行われ、環境保全の見地から意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。B滑走路の延伸による当町への影響については、まだ具体的になっておりませんが、今後の事業の進捗を注視しながら、第1種区域の拡大や周辺対策交付金等の増額につきましても検討いただくよう、要望してまいりたいと思います。

三つ目の航空機騒音地域補助金についてでございます。まず、防音家屋維持管理費についてでございますけれども、第1種区域に係る6市町村の状況を見ますと、成田市においては家屋の維持管理費と空調施設の維持管理費を交付しております。交付額も他市町村と比較し高額な交付金になっております。成田市以外の5市町村におきましては、維持管理費の交付は空調施設のみとなっております、交付額もほぼ同等程度の額となっております。これを成田市に準じた額まで引き上げることは、現実的には難しいのかなと思われま

す。もう一つの航空機騒音地域補助金に関してですが、これにつきましては第1種区域に係る千葉県の5市町村において交付されていることを確認いたしましたので、財政担当課のほうとも協議の上ではありますが、取り組み状況を精査し、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。今後の町のこれからのN A Aとの議論、こういうものがどんどんされまして、よいお答えがなされることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

この騒音に関しまして、第2問目を質問いたします。航空機の発着増加に伴いA滑走路飛行コースの航空機がB滑走路コース側に接近しているように思われ、金江津流作地区の住民数名の方よりお話がありまして、自宅の上空を時には1日数回飛行しているとお話

であり、上空を飛行することにより、数年前から騒音とテレビ画面のチラつき、携帯電話等の通信が切れるとのお話がありました。

このようなことから、調査を十分にいただきまして、飛行コースの見直しを、また航空機騒音測定が年に数回、騒音地区においてなされていますが、いまだ騒音測定の結果が町民に公表されていない。このようなことでは騒音地区に住んでいる住民もなすすべもないと私は考えております。

そのようなことがないように、当町として今後の見直しと改善の考えはありますか、N A Aとの取り組みの考えがあるかどうか、総務課長、お答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） ただいまの、まず1点目、飛行コースの件につきましてでございます。

N A Aによりますと、航空機は原則として標準飛行コースを飛行することになっておりますが、航空機の増加に伴う安全確保のために飛行コースに幅を持たせた面的な運用時、悪天候時及び航空機の安全間隔の設定時に標準飛行コース以外の空域も飛行する場合があるということでございます。

なお、N A Aでは、利根川から九十九里海岸の間の離着陸に係る飛行コースの監視を行っております。合理的な理由がなく飛行コースを外れた航空機は、その便名を公表するとともに、必要に応じ、国土交通省から指導監督が行われるとしております。

町としましても、N A Aに対し、標準飛行コース及び飛行高度について、気象状況等やむを得ない場合を除き大幅な飛行コースの逸脱がないよう、また、適正な飛行コース及び飛行高度を遵守するよう各航空会社への周知徹底について申し入れているところでございますが、引き続き、指導の強化について要望していきたいと思っております。

それから、騒音測定の結果についてでございますが、騒音測定の数値につきましては、N A Aのホームページで公表されております、各騒音測定局における2秒間隔でリアルなタイムで騒音レベルがホームページで表示されるようになっておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

また、今後、町のホームページでのリンクとか、または回覧によりお知らせすることは可能でありますので検討してまいりたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。今の騒音地区の測定の結果、測定のことなんですが、測定に関しまして、今、総務課長からお話がありましたが、ホームページ、これはパソコンがない家では見られないわけですから、その辺を考慮していただきまして、町として回覧等で公表するとか、何らかの形を町の中で行っていただきたいとお願いを申し上げます。

それと、騒音問題の中の騒音地区のいろいろな問題に対して、受け皿になっているところが町となるわけでございます。個人的にどうのこうの、また地区ごとにどうのこうのということとはできないようなことになっておりますので、町が本当に騒音地区の方々の身になって一生懸命N A Aとの協議をし、地元のことということで、これから一生懸命やっていっていただきたいと思います。

これ、ちょっと参考なんですけど、10年ほど前に長竿地区の議員方がN A Aの本社センターのほうに陳情に行った経緯があります。雑賀議員を筆頭に、大竹議員、廣瀬議員、農業委員会会長、河内町の総務課長、篠田係長が2006年の12月27日10時30分、センターのほうに行って陳情書をお持ちになりましてお願いに行ったという趣旨があります。このときに、この回答につきましては、町が受け皿でございますので、個人または地域の方に対して、このような申し入れは受理しますが、それに対してお答えはできませんという回答の内容があります。

そのようなことから、本当に十二分に町が親身になって騒音地区の方々のいろいろなお話を聞き、情報を聞きながら、今後一生懸命N A Aとの協議に臨んでいただきたいと思います。最後になりましたが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） 次に、服部 隆君、登壇願います。

〔8番服部 隆君登壇〕

○8番（服部 隆君） 8番服部 隆でございます。昼御飯を食べて眠い時間帯ですが、もう少しですのでよろしくお願いいたします。

現在、日本は少子高齢化社会が私たちの想像をはるかに超える速さで進展しています。我が河内町においても同様であり、近い将来、人口が5,000人を割り込むことが予想されています。スピード感を持った対策が急務であります。雑賀町長は少子化への対策の一つとして小中一貫校の建設に取り組まれておりますことに、地域内外から大きな関心が寄せられております。人口減少を食いとめ、次の世代に胸を張って残せる社会を構築していくことが重要と考えるものであります。今後、さらなる取り組みにより、河内町の発展へとつながりますよう、期待します。

それでは、通告に従いまして、町各種団体の会計について質問させていただきます。詳しい内容につきましては自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） それでは質問させていただきます。

時折、忘れたころ、新聞等に公務員の公金による事故が報道されております。このような事故が起きた場合は、関係者の責任が問われる事態に発展することもあり、事故発生後の関係する上司のコメントを聞くと、常に今後職員間の十分な確認を行い、このようなことが二度と起きないよう再発防止に取り組んでまいりますというような報道発表を行っているといます。このようなことは、職員の皆さんが確認等を行っていれば防げるものと

考えております。

以前、役場では団体の補助金について、各団体で管理といった指導がされているように聞いております。現在、役場での団体等への補助金はどのように管理されているのか、各課において管理しているものについて、各課別に種別の名称及び金額について担当課長にお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） それでは、私のほうで各課に聞き取りを行いました。

現在では担当課で管理しているものはわずかになってきております。いずれも団体運営の補助金ということになりますが、金額は団体によりさまざまで、3万円程度のものから20万円程度扱うものもございました。

課別に申し上げますと、企画財務課に一つの団体がございました。これは5万円の協議会運営補助が出ておりまして、その管理を行っております。

都市整備課に環境関係で一つの団体がありますが、3万円から4万円程度の環境関係の啓発用品の購入を行って、そういったことに充当しているというお金でございます。

それから、たくさん団体があるところは教育委員会のほうなんですけど、体育協会だとか文化協会だとか、またその下部登録団体が多数あるわけですが、現在はその登録団体へ補助金が交付されておりまして、各団体において管理しているということでございました。

最後に我が総務課にやはり団体が幾つかございます。交通関係、防犯関係の団体がございまして、これは上部団体からの補助金なんですけれども、その通帳の管理を課で行っております。団体の補助金はいずれも通帳管理ということになりますが、担当者が管理している場合が多いようでございます。

○議長（野澤良治君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。各課が事務局として管理しているもの、各団体が管理しているもの、金額にして3万円から20万円前後の扱いということですが、現金の場合は担当者の保管でなく、出納室に保管依頼をしているのか。また、預金の場合は、例えば通帳を担当者、印鑑を課長が管理といった分担がされているのかお伺いいたします。

また、実行委員会に補助を支出している補助金が大きなかわちフェスタ、敬老福祉大会などもどのように管理しているのかお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 基本的には、現金は出納室保管となっております。通帳、印鑑の管理分担については、課によって異なりますが、いずれも担当者管理となっておりますところもあるようでございます。

かわちフェスタの事業補助金の管理についてですが、実行委員会名義の通帳と印鑑で管理されております。事業実施に向けて補助金申請がされ、交付決定の後、補助金が交付さ

れ、通帳管理となります。その後は収支差し引き簿で管理され、現金通帳は金庫に入れ、課長補佐が出納室に保管、印鑑については課長が管理しており、事業終了後、実績報告を提出し、残金についてはマイナス伝票で一般会計に戻されるという流れでございます。

また、敬老福祉大会の補助金につきましては、同じく補助金が申請され、交付決定の後、補助金が交付され、金庫に入れ出納室保管になります。その後は収支差し引き簿により課長補佐及び担当者が連携し、お互いの確認のもと管理しているとのことでございます。事業終了後、同様に実績報告を作成し、残金をマイナス伝票で一般会計に戻すという流れでございます。

○議長（野澤良治君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） 基本的には現金は出納室に保管依頼をして、預金においては担当者が通帳、印鑑を管理しているということですが、現金及び預金の入出金につきましては、担当者だけではなく、課長または課長補佐等が確認して、残額等についても把握しているのか伺いたします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） その都度の出し入れは確認していないものと思われまので、この点につきましても、課長もしくは課長補佐は決算のときだけでなく、随時こまめに確認するよう指導、周知していきたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 8番服部 隆君。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。補助金というのは、団体が管理するよりも、事務局で管理したほうが、業務を進めやすいということは認識しております。そして、かわちフェスタ、敬老福祉大会などは補助金のほうが使いやすいということも認識しておりますが、ただ、金額が大きいので、例えば町民運動会予算のように、歳出ごとに予算計上を行っていくことも考えられると思います。

今後は団体で管理するもの、担当者が管理するものなど、きちんとした継続性を持ったルールをつくり、事故など起きないような管理体制をしていただきたいと思います。今後どのように考えているのか、総務課長及び雑賀町長にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） おっしゃるとおり、団体の補助金は団体で管理するのが基本であると思います。可能な限り、団体役員の中で会計担当を決めていただき、事務局と連携を密にし、適正に管理してもらえるよう努めていきたいと考えております。

なお、団体の都合上、やむを得ず事務局が管理する場合は、通帳管理を担当者、印鑑を課長が管理するなど、分担をして事故防止に努めてまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 全く服部議員がおっしゃるように、いろいろな問題が後から出て

くるというのが現実でありまして、よく新聞記事で見えていますけれども、そういう現金とか、どこでもそうでしょうけれども、なるべく現金を持ち歩かないで送金とか、そういう形にするんですけれども、各種団体のお金については、基本的にはおっしゃるように各団体が管理すべきものと思いますし、どうしてもという場合には、今、総務課長が申し上げたように、通帳と判こは別々とか、現金は出納室とか、そのあたりの管理は徹底して、間違いが起こる前にそういうことを徹底すべきだと思いますので、服部議員おっしゃるように、今後についてはしっかりと内容を精査して、そういうことが起こらないようにしていきたいと思います。

○8番（服部 隆君） ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 改めて皆様、こんにちは。9番星野初英です。一般質問、私で最後になりますので、もう少しご協力、お願いいたします。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は大きく分けて2項目についてお伺いいたします。

今、どこの市町村でも高齢化、子どもを産み育てできる年代の減少、そして人口減少が課題となっております。現状の中、町長初め執行部の皆様も河内町の将来をよくするために、地方創生等々も含め、毎日努力されていることはとても感謝しております。どこの市町村も特に子育て問題等は若い年代の方に少しでも残っていただけるように、引っ越して来ていただけるようにと必死になっています。

私もこのような観点から、魅力あるまちづくりをどうしたらよいのかと考えております。幸い、来年から一貫校が始まります。地域の皆様も子どもたちも楽しみにしております。このことがきっかけとなって、1人でも多くの方が地元に戻ってくれるきっかけとなれることを期待しております。それには、まだまだいろいろな問題がありますが、よその町よりも魅力あるまちづくりをしていかなければなりません。そのような観点から質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてですが、未就学児の就学相談について、学習支援について、それから、祖父母手帳について、また2項目め、オリジナルの記念証書の発行について、年間の婚姻数の数、新生児は年間何人いらっしゃるか、町のオリジナルの結婚届やお誕生記念証の発行についてお伺いいたします。

担当課長、答弁、よろしくお願いいたします。また、最後に町長にも全体的なことでご所見をいただきたいと思います。

詳細は自席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 1項目めの子育て支援についての中の未就学児の相談支援につい

て質問いたします。

就学時健診は認定こども園の年長児に対し、およそ1年前から就学相談のお知らせをし、入学を控えた子どもたちが少しでもスムーズに小学校生活をスタートできるように、教育委員会は、保護者や子どもと一緒に就学に関する個々の課題解決に取り組まれていると認識しております。しかしながら現実には、保護者が子どもの様子に少なからず不安を抱いているとしても、必ずしもみなが相談できるとは限りません。

9年前に5歳児健診についての質問をいたしましたが、残念ながら、実施されることはありませんでした。

町では支援を必要とする子どもたちに向け、丁寧な支援する体制が整備されているとは思いますが、特別な支援を必要とする子どもを療育や適切な支援につなげるには、保護者の気持ちが必要な課題であると思います。町担当課においては、乳児から見守る過程で、療育の場を必要とする幼児の見逃しは限りなくゼロに近いと思います。発見の次にある最も重要なのは、必要な支援につなげることだと思います。それには、まず、親や祖父母など家族の正しい認識、理解、そして専門機関に少しでも早くつながることが何より大切なことだと思います。

しかしながら、現実に対応がいくと、それだけ病状が進むと言われているにもかかわらず、親がその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応策を講じることなく、子どもの就学を迎えてしまうために状況を悪化させているという現状が見受けられます。

この課題を解決するために、親の気づき、考えるきっかけの場等の整備や工夫等で少しでも保護者が相談しやすい環境づくりをお考えいただきたいと願うところです。

そこで大槻課長にお伺いいたします。

5歳児健診または5歳児相談を取り入れる考えについてはどのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

県内での5歳児健診状況を調べたところ、正式な形で実施している市町村はありませんでした。しかし、唯一、それに似た事業を実施しているのが行方市です。これは医師が来て診断をするのではなく、保健師、栄養士、臨床心理士で行うもので、医師が来ないため、診断ではなく健康相談という形で実施しております。

5歳児健診の目的は、就学前に心身の発達の問題を発見することですが、小児の発達を見る専門医師が極めて少ないことが全県的な問題になっております。

県では保健師、臨床心理士で実施する5歳児健康相談を検討中であり、今年度中にガイドラインを作成する予定だと聞いております。

河内町においても専門医師の確保が大変厳しい現状であります。実施する場合は、県のガイドラインができてから、保護者の意見等を聞きながら、よりよい方法で実施するのが

望ましいと考えております。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 大槻課長、ありがとうございました。

我が町としても5歳児健診はやっているところがないということでありますけれども、例えば入園式や卒園式等の式典を初め、保育参観、運動会や発表会等、保護者の来園時に保健師や心理判定員の方にも参加していただき、保護者とともに集団の中での子どものありのままの様子を参観し、共通認識を持つ事で、相談しやすい環境ができていくのではないのでしょうか。そして、改めて親子の状態を見ながら、個別に対応する機会をつくることで、子どもの早期療育に少しでも寄与できるのではと考えます。

目指すところは本人である子どもの人生と、その家族のために、また時を同じくして育ち行く子どもたちのためにも、就学前に適切な支援につなげることが最も望ましい対応だと思います。

では、未就学児の相談について、萩原課長にお伺いいたします。

支援を必要とする未就学児の現状と課題及び町における近年の傾向をお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの星野議員のご質問ですけれども、教育委員会では小学校入学前の準備としまして、学校保健法に基づきまして就学児の健康診断を実施しているところでございます。

健康診断の主な内容としましては、内科健診、歯科健診、聴力・視力の検査に加えまして、心の成長や考える力がどのくらいついているかを確認する簡単なテストでございます知的発達検査などがございます。

この健康診断で医療機関の受診が必要であるという結果が出たときには、学校保健法に基づきまして、該当児童の保護者に保健上の助言や医師の治療を進めているところでございます。

また、健康診断を実施している時間を利用して、スクールカウンセラーの先生に来ていただきまして、学童期の子育てアドバイスとしまして子育て学習講座も実施しまして、支援しているところでございます。

そのほかの対応としましては、年3回開催される教育支援委員会、該当児童の状況を報告し、委員会の中でその児童が必要としている支援の方法を考え、認定こども園や進学予定の小学校と相談や連携、調整をしながら小学校への入学サポートをしているところでございます。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 萩原課長、ありがとうございました。

子どもの必要とする支援の方法が見つかれば、保護者の方と協力して、少しでも早い対処ができる方向性になるように、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

次に、学習支援事業について伺います。

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が始まり、これにより生活全般にわたるお困り事相談窓口が全国に設置されることになりました。その支援の中に生活困窮世帯の子どもの支援があります。子どもの明るい未来をサポートすることを目的とし、子どもの学習支援を初め、日常的な習慣、仲間との出会い、活動できる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行おうとしています。

平成27年版子供・若者白書によると、平均的な所得の半分を下回る子どもの相対的貧困率は、1990年代半ばごろから概ね上昇傾向にあり、2012年には16.3%となっています。子どものいる現役世代の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、ひとり親家庭など大人が1人の世帯では54.6%であり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となります。これは、17歳以下の子どもの6人に1人が貧困状態にあり、母子家庭や父子家庭などひとり親家庭では2人に1人以上が貧困状態にあるということになります。

河内町の現状も著しくかけ離れてはいないのではと考えます。経済的格差は子どもの学力にも大きな影響を及ぼすことがわかります。親の収入が少ないと十分な教育費を捻出することができなくなり、例えば塾に行きたくとも通えないなど、学習面で不利な状況に置かれます。親が仕事で忙しく、子どもに宿題をしなさいと勉強に目を向かせる暇もない場合、子どもは学習に対する意欲が湧かなくなり、進学に悪い影響が出てきます。

また、学力が身につかず、高校を中退する生徒や大学進学を諦める生徒もふえて、就職にも影響し、生まれ育った家庭と同じように、経済的に困窮するおそれが出てきます。

全部の家庭がそうであるとは、私は思いませんが、この問題はとても難しい問題だと感じております。そこで、できれば対象をもっと広めて、希望する児童が参加できればいいなと私は考えます。

そこで、大野教育長にお伺いいたします。今後、一貫校が始まりますが、町として子どもたちの学習支援、または居場所づくりをどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 大野教育長。

○教育長（大野 繁君） それではお答え申し上げます。

星野議員がおっしゃったように、生活困窮家庭、これの判定は非常に難しいかと思いますが、近年はひとり親、母子家庭、父子家庭、以前はどちらかと言うと父子家庭は無視されているような状況がありましたけれども、そういうところは最近取り払われて、ひとり親家庭という形で判断される、収入がもとになると思いますけれども、ただ、国や県がそういう方針を強く打ち出している根底に、今、星野議員がおっしゃったような理由もあります。ただ、教育に関しましては、義務教育は特に機会均等を与えるという根底がありますので、それが元になっているのかなと考えております。

この後、小中一貫、そういう教育がスタートする場合に、今建築中ですけれども、現在考えられることとして述べたいと思うのですが、放課後児童クラブ、現在、それぞれの三つの小学校に放課後、家に帰っても誰もいないという子どもたちが総数で60をちょっと欠けるくらい、各校20名程度、放課後生活をしております。基本的には6時に親が迎えに来て帰るという形をとっているわけですが、これが今度一つの学校になった場合に、単純に計算しますと60名、放課後、学校に預かっておきたい子どもたち、その場所をどうするのかが、まずその前に課題になりますので、現在はそれぞれ空き教室があり余裕があるんですが、今つくっております学校には、教室の空きはありません。9学年で2クラスずつの教室18教室と特別支援教室4教室、さらには特別教室で目いっぱいです。ただ、ランチルームと多目的の部屋がございます。

今、国では放課後授業に使わないで空いている場所があれば、そこを放課後児童クラブとして一時使ってもいいということを新たに打ち出しています。

これ、素晴らしいことなので、それが実現できるのであれば、ランチルーム80人収容で現在建築中ですので、そこを子どもたちが居場所として提供できます。

それで、生活困窮者ということもありましたけれども、星野議員が考えられているように、私どもも生活困窮者を対象に、例えば学習支援が必要な方として募集する気持ちはありません。全ての児童生徒を含めて、放課後児童クラブ以外の子どもたちで、希望する子、家庭があれば、そこで一緒に勉強してもらおうということなら可能かなと考えております。

ですから全員で80人ぐらいいし入れませんので、その辺の人数は難しいところがありますけれども、今そういうことを考えております。誰がその子どもたちの面倒を見るんだということも課題としてあります。今、放課後児童クラブの面倒を見てくれている人は支援員です。学習指導者ではありません。生活支援ですね。ですから、この後、そこまで考える場合に、コミュニティースクールというのを今考えておりまして、20名程度で構成していきたいと考えております。

その中に、これも構成員を依頼していくしかないんですけれども、教職経験のある人たち、できれば町在住で退職された方、相当人数はおりますので、そういう方々の協力が得られるのであれば学習指導も可能であると。ただ、そういう学習支援が必要な子と、放課後児童クラブで生活する子どもたちの目的はちょっと違いますので、例えば2時間放課後あるうちの、前半は学習中心、学習支援が必要な子はそこで帰ると、その後半は放課後児童クラブの子どもたち、生活支援を必要な子どもが残るということで、前半、後半のスケジュールで組んでいけばいいのかなということを考えております。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大野教育長、ありがとうございました。

私も余り差別的なことはよくないと思っております。いろいろご苦勞はあるかとは思いますが、河内町の子どもたちのために、ぜひ一番いい方向でよろしく願いいたします。

続きまして、孫育てについて伺いたします。

27年の3月の質問で、孫育ての質問をさせていただきました。あれから1年が過ぎましたが、そのとき実施しました祖父母参観についての状況を秋山子育て課長、お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは私のほうから、星野議員からの質問で、こども園で実施した平成27年度の祖父母参観時の状況についてお答えいたします。

この件につきましては、平成27年3月の定例会において星野議員よりご質問のあった孫育てについてお答えしたもので、子育てに関する常識は、今と昔では違ってきており、例えば、虫歯は大人の口から移る場合があることや、昔は抱き癖に対する嫌悪感がありましたが、今は抱くことによって自己肯定感や人への信頼感が育つなど、心の成長によいものとされています。

親と祖父母が医学的にも証明されている今の子育てをよく認識し、家庭の中で子育てについて話ができるようになることの一つのきっかけとして、こども園で祖父母参観のときに歯の健康等について、平成27年度は歯科衛生士や町の保健師に講話をいただいたところでございます。

そのときの状況につきましては、かわち認定こども園では約80名の祖父母が参加され「子どもの歯の大切さについて」と題し、歯科衛生士さんに講話をいただきました。

また、かなえつ認定こども園では、約60名の祖父母が参加され「子どもの歯の健康について」と題し、町の保健師に講話をいただいたところでございます。

両園とも祖父母の皆様より質問が出て、孫の歯の健康について関心をお持ちのようでした。短い時間ではありましたが、有意義なひとときを過ごされたものと思っております。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時25分開議

○議長（野澤良治君） ただいまの出席議員は12名であります。休憩前に引き続き再開いたします。

星野議員、一般質問をお願いいたします。

9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 秋山課長、詳しくありがとうございました。

私が今回質問したいのは、祖父母手帳の件で、最近テレビや新聞で見ていると思います。私が初めて聞いたのはテレビ朝日のレポートでした。ここではさいたま市の紹介をしていました。1年前に孫育てについて質問をいたしましたが、お嫁さんやお姑さんにはなかなか言いにくいことも、祖父母手帳を読んでもらえば、お互いに学習しながら楽しく子

育て、孫育てができるようになると思います。

さいたま市以外では、横浜市が「地域と家族の孫まご応援ブック」、岐阜県では子育てガイドブック、広島県では「じいじ・ばあばのための孫育て応援ブック」等の名称で取り組まれています。

本来ならば、河内町ならではの祖父母手帳をつくっていただきたいのですが、茨城県でもまだどこもつくっていません。この祖父母手帳についての町のお考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、祖父母手帳や孫育てガイドブック等の作成についてお答えいたします。

星野議員がおっしゃるとおり、さいたま市や横浜市などの大きな市や県レベルでの対応となっている状況にあります。

今後、茨城県でどのような対応をするのかも含め、町として関係各課とよく相談し、発行するとすれば、どこの部署が担当すればより効率的に、かつ効果的に発行業務ができるかなどを検討してまいりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） いろいろとお金もかかる問題ですので、できれば町でつくっていただきたいんですけども、まちのほうからも茨城県として作成していただけるように、働きかけていただきたいと思います。私も個人的に県会議員にお願いしてみます。

2 項目めの質問に入ります。オリジナル記念証の発行についての質問をいたします。

近年、全国的に大きな広がりを見せている行政サービスの一つに、自治体で発行するオリジナル記念証やカラーコピーやイラスト、キャラクター入りの婚姻届や出生届などがあります。特に結婚記念証やお誕生記念証等を発行し始めているところが大変多く見られます。

ここで言う結婚記念証やお誕生記念証とは、自治体が作成し、婚姻届や出生届を受理する際、希望者に発行するものです。取り組んでいる自治体は、その事業の目的を自治体PR、若者の呼び込み、将来定住人口増、また市町村に対する親しみや愛着を持って暮らしていくきっかけづくり等としています。

そして一番大事なことは、町で新たな門出を祝福し、2 人のきずながより深まり、末永くお幸せにとの願いを込めていることとしているようです。

いろいろな市町村で発行している記念証の見本をインターネットで閲覧しましたが、どれも創意工夫を凝らして、とてもすばらしいものばかりでした。結婚や出産などを祝い、町から発行する記念証を受け取ることは、感動の思い出になるのではないのでしょうか。町からのお祝いのメッセージや時の町長の直筆サインを入れる等、心のこもる工夫でより強い印象になると思います。

新婚カップルの中には、さまざまな理由により式を挙げられなかった方もいるかもしれません。また、歳月を重ね連れ添う中、時には原点に戻りたいと思うこともあるかもしれません。そんな折り返しのときなどには、よい思い出になるのではないかと思います。

そこで、林課長にお伺いいたします。これら町のオリジナル結婚記念証やお誕生記念証等の発行やオリジナル婚姻届や出生届について、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 星野議員の質問についてお答えいたします。

婚姻届につきましては、戸籍法に沿った必要な事項を記入すればよく、特に決まった様式が決められていないため、水族館等の店頭で販売しております。また、インターネットで有料や無料でダウンロードもできます。県内ではつくば市、牛久市がご当地オリジナルの届出書を雑誌社のホームページからダウンロードし、自分で印刷をして作成することができます。

情報では、このご当地届出書を作成するときに100万円、毎年度維持費20万円ほどの費用が必要となるようです。

そこで、当町では費用を抑えて法務局と協議をしながら、オリジナルの婚姻届書を作成し、希望者に窓口での配付と、町のホームページ上で印刷できるようにすることを予定しております。

あと、結婚・出生記念証につきましては、茨城県内を調べてみまして、発行している市町村は見つかりませんでした。

県内で先進的に実施するに当たり、費用を余りかけずに、他を参考にしながら記念となる記念証を発行できるよう前向きに検討し、進めてまいりたいと思います。

それと、出生届につきましては、オリジナルの出生届と言いましても、実際は出生届は病院、産院で発行されることが多いので、オリジナルのを作成しても余り意味がないと思いますので、今のところは考えておりません。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） ありがとうございます。少しでも町のオリジナルのものができれば、若い方たちも喜ぶと思いますので、よろしく願いいたします。

また、婚姻届を受理される際に、受理される前であれば届け出をカラーコピーしてお持ちしていただくことは可能だと思いますが、婚姻届のコピーや婚姻届を提出するときの、例えば写真撮影を希望される方は、今までにいらっしゃいましたか。また、このようなサービスに対する声かけについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。林課長、答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 林町民課長。

○町民課長（林 博行君） 婚姻届があった際に、正式に受理する前に当事者から希望が

ありましたら、複写をして本人に渡すことは可能です。

また、複写に関する手数料は、手数料徴収条例の規定によらず免除とするよう、町長より条例の運用をするよう指示を受けております。

また、写真撮影につきましては、今まではほとんど希望がございません。希望がありましたならば、周囲の方に迷惑のかからないと判断したときには許可をしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） ありがとうございます。できれば声をかけて、お写真を撮りますかとか言って、周囲の人に迷惑をかけない程度でやっていただければ、町の職員に対する町民の思いも少し変わってくるんじゃないかと思いますので、今後よろしく願いいたします。

最後に雑賀町長のご所見を、全体的なことでもよろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員には、女性の視点と言いますか、我々がなかなか気がつかない部分をいつもご質問いただいて、本当にありがとうございます。

最初の子育て支援については、未就学児の就学相談、5 歳児健診等、こういうものについても、本当に我々話を聞いて、そういうところまで本当は我々気がついてもっと積極的にやらなければいかんのかなと実は思っておりまして、県のガイドラインを作成中というか、行方市のほうでは健康相談という形で実施しているということですのでございますから、県のガイドラインができましたら、なるべく町でも何らかの形で実施できるように検討してまいりたいと思います。

あと学習支援については、先ほど教育長のほうから、児童クラブを活用しようということで、これも前向きにできると思います。

祖父母手帳については、何らかの方法があるんじゃないかと思います。

また、オリジナルの記念証等ですか、これもすぐにできるものは担当課長に指示をいたしました。あと、何か私もいろいろ考えたんですけども、今、ちょうど公園のところに2 カ月ぐらい前に実はハナモモを何本か植えたんですね。例えばこれが結婚したときに、そういう一緒に行って、それを植えて、子どもができたらまた、その脇に木を植えていくとして、結婚したときの記念樹と子どもができたらその脇に植えるとか、公園をそういうハナモモで埋め尽くすには、何らかのこういう形での理由があれば、きっと植えると自分の記念に植えたところというのは気になるものですから、必ず訪れるのかなと思いましたので、そのあたりを検討させていただければと思います。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 町長、ありがとうございます。私もできれば記念樹がいいなと考えておりましたけれども、今回の質問には入れませんでしたけれども、喜ぶと思います。また、皆さん、それぞれ植えた木が記念となって、またそこに子どもさんが生まれたら隣

にというのはとてもいい考えだと思いますので、前向きな検討をしていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午後２時50分といたします。退室を許します。

午後２時３８分休憩

午後２時５２分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

○議長（野澤良治君） 日程２、議案第１号 河内町ペット火葬場等の新設等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第１号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第１号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第１号 河内町ペット火葬場等の新設等に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程３、議案第２号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第２号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第２号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程４、議案第４号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

議案第４号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第４号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程５、議案第５号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

議案第５号の質疑を求めます。

７番雑賀 茂君。

○７番（雑賀 茂君） 本事案につきましては、広域議会のほうで十二分に審議、討論されておると存じますが、私なりに気づいた点、あとは疑問点について質問させていただきます。

まず、第１点目でございますが、この譲渡の相手方、これは社会福祉法人広文会ということでございますが、この選定方法について、どのような手続、方法で選定に至ったのか、その辺について、まずお伺いしたいと思います。

あと第２点でございますが、これは無償で譲渡するということでございますが、譲渡物の評価、これはなされたのかどうか。というのは、それはプラスの評価なのか、ゼロの評価なのか、マイナスの評価なのか。

それで評価の方法といたしましては、二つの考え方があると思います。時価主義ということが第１点、あと原価主義ということが第１点、その二つの考え方があると思いますが、その辺についてどう考えて議論されたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

続きまして、これはうわさというか、仄聞ということで伺ったんですが、無償譲渡されるわけでございますが、それについて持参金付きで譲渡されるんだと、その辺についても、その事実関係がもし本当であるとすれば、事実であるとすれば、その持参金というのは幾らなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

あともう１点、無償で譲渡ということは所有権も移転するということでございますね。そうしますと、今度の新所有者が登記をいたします。そうなってくると建物保護法によって、建物保護法を根拠といたしましては法定地上権というのが発生します。そういった

ものは議会のほうで話題になったのかどうか、その辺、数点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 岩橋総務課長。

○総務課長（岩橋 弘君） 申しわけありません。私のほうでは承知しておりませんでした。申しわけありません。

いわゆる稲広からのお話ですと、自治法上の手続だということのみで、稲広のほうの幹事会、管理者会議、そして稲広の議会のほうで審議された内容について議決依頼を受けたということだけの、こちらは理解でございます。

○7番（雑賀 茂君） 稲広のほうで審議されましたよね、その経過についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 雑賀議員、もう1回しゃべってくれる。一個一個。

○7番（雑賀 茂君） まず譲渡の相手方、これは広文会に決まりましたよね。その選定の過程、どのような方法で手続がと。

○町長（雑賀正光君） その選定の過程については、稲敷地方広域市町村圏事務組合の事務局で、昔は2市町5ヶ村、今はその構成市町村全部の社会福祉法人関係に、たしか問い合わせをして、こういう事案があるんだけど手を挙げてくれないかというところから、たしか始まりました。それで上がってきたのが、最終的に条件等がいろいろありまして、向こうは昭和54年につくったものですから、非常に修理もかかってということで、最終的に残ったのは二つだったかな、広文会と竜成園で、ここに議員もおりますけれども、それで両方あわせたときに条件的には広文会のほうが合ったという点で、そういう非常に長い期間、公募して選んだもので、そのときには、例えば最初、松風園自体をこれにしてみようかという話があったんですよ。ところがあそこは措置施設ですから、ということは今、老人福祉法でなくて老人福祉法の中の措置施設ということで、生活困窮者とか、特別な人が利用するものですから、それをなくすわけにはいかないということで、存続させるという中でどこかないかということで、そういう経過がありました。

あと2点目が。

○7番（雑賀 茂君） 2点目は譲渡建物、不動産、動産がありましたね。それらについて資産価値はあると思うのですけれども、その評価というのはしたのかどうか。

○町長（雑賀正光君） その評価については、記憶に、なかったかもしれませんね。

○7番（雑賀 茂君） それで無償譲渡。

○町長（雑賀正光君） ええ、それで無償の中でも、実はあそこの修理代が、あそこが建ったのが昭和54年ですから、35年、36年ぐらいたっていますか。ですから、もう非常に厳しい建物になっていまして、私そこにずっといましたけれども、基本的にその修理代を広域で出せという話があったんですよ。ところが広域のほうでは、じゃあ修理代幾らかかる

か、広域と民間両方で出したのかな、それで安いほうの金額で、どうせ修理するしかないんだから、向こうは修理してからくれと言ったんだけど、修理はそちらでやってくれと、そのかわりその修理代は渡しますよということで、先ほどの持参金になったんですね。

土地は浮島財産区のものなんですよ。ですから、土地はそのまま継続で財産区から貸与ですけれども、土地建物自体は評価は、鉄筋コンクリートですから50年ぐらいのものがあるんでしょうけれども、実際には、広文会は条件があわなければ嫌だよという話で、ちゃんとそれなりに出してくれるんだったらいいけれども、無理しては嫌だよというぐらいの、実際は引き受けてくれる人がなかなかなくて、変なものを押しつけたみたいな形の話になっているんです。そういう流れがあって、たしか、雑賀議員おっしゃるように資産価値があるかどうかというのは論外だったような記憶があります。

○7番（雑賀 茂君） 決算書ではそういった貸借対照表とか、そういうのはつけていないんですか。

○町長（雑賀正光君） 貸借対照表は、たしか、貸借対照表というか、それは譲渡するに当たって品物とか備品の関係がありますけれども、そこも、あそこの法人というか、稲広でやっている中の貸借対照表は、たしか協議、なかったです。

○7番（雑賀 茂君） じゃあ、やっていないの。

○町長（雑賀正光君） やっていません。

○7番（雑賀 茂君） そうすると、資産価値なんかは……。

○議長（野澤良治君） ちょっと待ってください。

○町長（雑賀正光君） 私がいるときから、なかった記憶があります。

○議長（野澤良治君） 町長、着席。

7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） それでは評価というのは、今まで決算書の中でも評価はされていないということなんですか。今回も全然、譲渡する段階でもそういった資産価値は全然計算しなかったと、評価しなかったということですね。ああなるほど、それで無償で譲渡すると、わかりました。

あとは、灰聞というか、かすかに聞いたということなんですかけれども、今、町長が持参金と言いましたけれども、持参金はどのぐらいつけるということですか。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） たしか3,500万円ぐらいが上限であったと思います。

3,500万円以内、上限がそこだということで記憶しております。

○7番（雑賀 茂君） 店が1億ちょっと回って。

○町長（雑賀正光君） 金額ベースにおいて、広文会のほうが有利だったと、たしか判断であったと記憶しております。

○議長（野澤良治君） 7番雑賀 茂君。

○7番（雑賀 茂君） もう1点なんですけれども、これは今度の新しい所有者、広文会、恐らく登記すると思うのです。そうすると、これ法定地上権というのが発生しますと、当然地主さんの干渉が全然なくなるんですね。自由に今度譲渡できると、その辺は議会のほうで、そういったものも議論になったのかどうかということ、わかりますよね。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今の雑賀議員のお話は、建物の上を登記すると、要は下まで自由に売買できるというお話、そのあたりの議論的には、たしか私はなかったような気がしております。

そういう記憶がありまして、ただ広文会さんが地元の社会福祉法人でいろいろ経営されているということで、そういうことを踏まえると、社会福祉法人ですから、そういう懸念はきつとないというふうに判断したと思います。

○7番（雑賀 茂君） 善意に解釈したと。

○町長（雑賀正光君） そういうことですね。

○7番（雑賀 茂君） 了解しました。

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第6号 平成27年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成27年度河内町水

道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 平成28年度河内町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 8、議案第 8 号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 8 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 8 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 本日提出されました日程 9 につきまして、審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） それでは、本日、提出いたしました議案第11号 町有財産（旧学校給食センター）の無償貸付について、ご説明申し上げます。

本件は、町有財産（旧学校給食センター）を無償貸付することについて、地方自治法（昭

和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長(野澤良治君) ご苦労さまでした。提出案件の説明が終わりました。

○議長(野澤良治君) 日程9、議案第11号 町有財産(旧学校給食センター)の無償貸付についてを議題といたします。

担当課長に議案の説明を求めます。

北澤企画財務課長。

○企画財務課長(北澤雅志君) 議案第11号 町有財産(旧学校給食センター)の無償貸付に係る概要説明について申し上げます。

本件は、平成19年1月に学校給食の民間業者への業務委託を開始して以来、9年余り倉庫として使用している町有財産の旧学校給食センターの無償貸付について、議会の議決を求めるものでございます。

昨年度、河内町総合戦略策定中に、米を原料とした新規食品素材である「米ゲル」という新しい加工技術があるとのことで情報の収集に努めてまいりました。

米作を中心とした農業が基幹産業である河内町において、米の新規需要を見込める技術であるとともに、米の高付加価値化、農業所得の向上、離農者の減少を目指し、農業振興の推進を図り、新規産業による雇用の増加も見込めるものです。

また、「米ゲル」の量産化工場は世界のどこにもなく、河内町を発信地とした新しい加工技術を導入した工場を誘致することで、全国からの工場見学など多くの視察団を見込め、新しい人の流れが生まれ、地域の活性化にもつながるものと考えられます。

このような中、「廃止された河内町給食センターを利用した「米ゲル」大量生産プラントの開発・設置・実証実験事業の実施計画書」を内閣府に提出したところ、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みとして認められたことから、地方創生加速化交付金の承認を受けました。

当該施設につきましては、無償貸付とする理由でございますが、貸付の相手方は食材生産の株式会社という性格上、営利を目的とするものではありませんが、産業が少ない河内町における新規創業、雇用機会の創出、さらには町の総合戦略にも定めております「河内産米を使った「米ゲル」等による6次産業化商品の検討」にも当てはまるものと考えられます。

また、旧学校給食センターを貸付けることにより当該施設の有効活用及び維持管理の軽減が図られることから、当該財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

○議長(野澤良治君) ご苦労さまでした。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 町有財産（旧学校給食センター）の無償貸付については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、平成28年第2回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時17分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員